

むつ市議会第261回定例会会議録 第2号

議事日程 第2号

令和6年9月4日（水曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【議案上程、提案理由説明】

第1 議案第78号 むつ市国民健康保険条例の一部を改正する条例

【一般質問】

第2 一般質問（市政一般に対する質問）

- (1) 1番 高橋 征志 議員
- (2) 19番 佐賀 英生 議員
- (3) 6番 櫻田 秀夫 議員
- (4) 4番 工藤 祥子 議員
- (5) 10番 村中 浩明 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（22人）

1番	高橋征志	2番	杉浦弘樹
3番	佐藤武	4番	工藤祥子
5番	濱田栄子	6番	櫻田秀夫
7番	住吉年広	8番	白井二郎
9番	富岡直哉	10番	村中浩明
11番	野中貴健	12番	佐藤広政
13番	東健而	14番	中村正志
15番	井田茂樹	16番	浅利竹二郎
17番	岡崎健吾	18番	佐々木隆徳
19番	佐賀英生	20番	大瀧次男
21番	佐々木肇	22番	富岡幸夫

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	山本知也	副市長	吉田真一
副市長	齋藤友彦	教育長	阿部謙一
公営企業 管 理 者	吉田和久	代 査 委 員	齊藤秀人
選挙管理 委 員 会 長	畑中政勝	農 委 員 会 長	坂本正一
総務部長	吉田由佳子	総務部 シタ 務 進 推	藤島純
総務部 危 機 管 理 監	畑山勝利	政 策 推 進 長	角本力
財務部長	松谷勇	市 民 生 活 長	石橋秀治
健康福祉 部 長	斉藤洋一	健 づ 推 進 監	畑中美雅
子 ども 見 守 り 部 長	菅原典子	産 業 政 策 長	伊藤大治郎

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（富岡幸夫） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は21人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（富岡幸夫） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

8月27日市長から、今定例会に議案1件を追加上程したい旨の申入れがあり、先ほど開催した議会運営委員会で本日この後上程することが決定されておりますので、ご報告申し上げます。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（富岡幸夫） 本日の会議は議事日程第2号により議事を進めます。

◎日程第1 議案上程、提案理由説明

○議長（富岡幸夫） 日程第1 議案第78号 むつ市国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

（山本知也市長登壇）

○市長（山本知也） おはようございます。ただいま追加上程されました議案第78号 むつ市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正

により、現行の被保険者証が廃止されることに伴い、所要の条文整備をするためのものであります。

以上をもちまして、追加上程されました議案について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いましてご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富岡幸夫） これで提案理由の説明を終わります。

ただいま上程されました議案については、9月10日に質疑及び委員会付託を行いますので、ご了承承願いたします。

◎日程第2 一般質問

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第2 一般質問を行います。

質問の順序は、抽せんによりお手元に配信しております一覧の順となっております。

本日は、高橋征志議員、佐賀英生議員、櫻田秀夫議員、工藤祥子議員、村中浩明議員の一般質問を行います。

◎高橋征志議員

○議長（富岡幸夫） まず、高橋征志議員の登壇を求めます。1番高橋征志議員。

（1番 高橋征志議員登壇）

○1番（高橋征志） 1番高橋です。通告に従い、使用済核燃料中間貯蔵施設とむつ市総合経営計画の2項目について一般質問を行います。

まず、使用済核燃料中間貯蔵施設について3点お伺いいたします。

1点目は、使用済核燃料の永久貯蔵への懸念についてです。使用済核燃料がむつ市で永久に貯蔵

されるかもしれないという市民の懸念や不安は、8月9日に締結された安全協定と覚書によって完全に払拭されたと考えているのかお伺いいたします。

2点目は、その安全協定についてです。安全協定の締結に先立ち、市議会、県議会、そして住民説明会において様々な意見が上がりました。一方で、先日開催された市議会特別委員会において、安全協定の内容は原案どおりであり、修正は行わなかった旨の説明がありました。市民から様々な意見があった中で、そのどれも協定書に反映しなかった、その理由についてお知らせください。

3点目は、住民説明会についてです。住民説明会の動画配信は、当初ライブ配信のみとされてきました。その後青森県のホームページが7月26日に更新され、動画が見られる状態になりましたが、その3日後の7月29日に安全協定の締結についての知事の会見が行われました。これでは、当日説明会に参加できなかった人にとって、動画を見て意見する時間的余裕がありません。

立地自治体という当事者は我々むつ市であり、ここに住む我々むつ市民です。市民に情報を届け、声を聞くのであれば、県のスタンスにかかわらず、市で独自に動画を撮影し、公開することもできたはずだと思います。

また、7月3日にプラザホテルむつで開催された説明会が県との関係で難しいのであれば、その週末に脇野沢、川内、大畑で開催した説明会の様子だけでも配信できたはずだと思います。中間貯蔵施設の安全協定という重大な事項に際し、なぜ市として主体的に行動しなかったのか、その理由をお知らせください。

次に、項目の2つ目、むつ市総合経営計画について、2点お伺いいたします。

1点目は、計画の進捗と評価についてです。2022年、令和4年から5か年の計画期間が始まっ

たむつ市総合経営計画後期基本計画も今月で折り返しとなります。現時点において計画の進捗状況はどうなっているのか。また、その状況をどのように評価しているのかお伺いいたします。

次に2点目、次期計画の構想についてです。新しい計画の策定まで残り2年余りです。早い年であれば、市民アンケートなど、2年前から策定作業に着手しているようであり、少なくとも次期計画について、大まかにでも構想を始めるタイミングかと思います。次期計画について、現計画への評価を踏まえ、どのような展望や構想を描いているのかお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（富岡幸夫） 市長。

（山本知也市長登壇）

○市長（山本知也） 高橋議員のご質問にお答えいたします。

まず、使用済燃料中間貯蔵施設についてのご質問の1点目、永久貯蔵への懸念についてお答えいたします。このたびの安全協定締結によりまして、使用済燃料は貯蔵建屋に搬入された日から50年間とする貯蔵期間の終了までに搬出することが定められ、そのことにより当該施設が永久貯蔵場所とされないことが約束されてございます。

一方で、市民の皆様から搬出先の問題や確実な搬出の懸念、親会社の責任等に関する意見をいただき、それらを整理して知事にお伝えし、知事による搬出先の具体化に関する経済産業大臣の見解の確認や、不測の事態があった際の搬出及び親会社の責任を規定する覚書締結に至ったことで、懸念解消につながる取組がなされたものと認識しております。

次に、ご質問の2点目、安全協定についてお答えいたします。安全協定書の内容につきましては、5月から6月にかけて開催されました市議会使用済燃料中間貯蔵施設に関する調査検討特別委員会

や7月に開催いたしました住民説明会においてご説明させていただき、市議会議員及び市民の皆様から多くのご質問、ご意見をいただいたところでございます。

そのご質問、ご意見の大部分が当該施設の安全性や事業の内容に関する事及び国のエネルギー政策の内容に関する事とございまして、市のほか、事業主体でありますリサイクル燃料貯蔵株式会社や政策を所管する経済産業省を中心に全ての質問に丁寧に回答をさせていただいたところでございます。

市といたしまして、そうした市民の皆様からのご質問、ご意見全てを精査したところ、安全協定書の内容そのものの修正が必要と判断される性質のものがなかったことから、原案どおりの内容で締結したものでございます。

一方で、先ほどご説明いたしましたとおり、市民の皆様からは搬出先の問題や確実な搬出の懸念、親会社の責任等に関する意見が懸念点として挙げられていたものと受け止め、懸念解消のために安全協定書を補完する性質のものとして覚書締結等の必要な対応を講じたところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の3点目及びむつ市総合経営計画についてのご質問につきましては、副市長及び担当部長からの答弁とさせていただきます。

○議長（富岡幸夫） 吉田副市長。

○副市長（吉田 真） 高橋議員のご質問にお答えいたします。

使用済燃料中間貯蔵施設についてのご質問の3点目、住民説明会についてであります。市といたしましては、多くの市民の皆様にご参加いただける形で開催するため、平日開催の県民説明会に加え、土曜日、日曜日の市民説明会と合わせて4回の開催としたところでございます。

また、会場につきましても、市中心部に加え、

川内、大畑、脇野沢の合計4会場としており、市民の皆様それぞれのご都合に合わせて時間や場所の選択が可能な形で開催いたしました。

そうした開催方式によって、多くの市民の皆様の生の声をお聞きし、その場で疑問点を解消していただくことを重視し、最大限配慮した形で開催したことにより、実際に関心のある多くの市民の皆様にご参加いただき、その際頂戴いたしましたご質問、ご意見全てに丁寧にご回答申し上げましたことで、事業に対する理解を深めていただくことができたものと認識してございます。

また、住民説明会の開催前から安全協定書の案を市ホームページに掲載しており、その内容を確認し、ホームページの入力フォームを通じてご意見をお寄せいただくことができるようにもしております。

なお、県及び市において内容確認及び事務手続が完了した時点で説明会の動画や議事録を公開しておりますので、その点につきましてもご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 政策推進部長。

○政策推進部長（角本 力） むつ市総合経営計画についての1点目、計画の進捗と評価についてお答えいたします。

まず、後期基本計画の進捗につきましては、毎年度後期基本計画の56の施策内容について、KPIの達成状況や取組内容等を基に、担当部局において内部評価を実施しております。

さらに、取組実績や内部評価の結果を市内外の委員で組織いたしますむつ市総合開発審議会に報告いたしまして、委員の皆様から評価やご意見をいただいております。

その結果、令和5年度におきましては、内部評価と同様に、多くの施策で一定の進捗があるとの評価をいただいておりますことから、おおむね良好に進捗していると考えてございます。

一方で、進捗は遅れているとの評価の割合が高い施策として、新たな産業の創出、防災対策の充実などが挙げられます。これらの取組につきましては、今回の評価を踏まえ、これまでの取組で足りないものは何か、今の時代に必要な取組は何かなど、しっかりと検証し、より効果的な施策へと改善してまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、次期計画の構想についてであります。後期基本計画の最終年度となる令和8年度に策定することとなります。まずは、アンケート調査やスマイル・トークリレー「FLAT」などを通じて得られます市民ニーズや市長が掲げております公約を計画に反映することで、市民の皆様の期待に応える効果的な政策につなげてまいりたいと考えております。

また、現計画で実施しております取組やKPIの達成状況などの評価を踏まえまして、具体的な計画の内容や策定プロセスなどについて検討してまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 1番。

○1番（高橋征志） それでは、順次再質問をさせていただきますと思います。

まず、使用済核燃料中間貯蔵施設の永久貯蔵への懸念についてなのですが、前回の特別委員会の資料にもありますとおり、市民の方からは核燃料サイクルを基本とする国の方針が変更になった場合、あるいは搬出時に再処理施設が稼働していない場合でも搬出されることの確約が必要だという意見があって、それを踏まえて覚書を締結したというご説明でありました。

したがって、改めて確認をさせていただきますけれども、再処理工場が中止になった場合、または核燃料サイクルそのものが中止となった場合、覚書が発動して確実に搬出が行われる、その解釈で間違いはないでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 齋藤副市長。

○副市長（齋藤友彦） お答えいたします。

覚書につきましては、市民の皆様からいただいた懸念点を解消することを目的に、安全協定の内容を補完する性質のものとして、使用済燃料中間貯蔵事業の確実な実施が著しく困難となった場合に、市、県及び事業者で協議の上、使用済燃料の搬出を含め、速やかに必要かつ適切な措置を講ずることを定めたものになります。

○議長（富岡幸夫） 1番。

○1番（高橋征志） もう一度確認ですけれども、市民の懸念事項を解消するために覚書を締結したということで、市民の懸念事項が、核燃料サイクルが中止になった場合、再処理施設が稼働しない場合ということですから、これら2つがどちらでも中止になった場合というのは間違いなく搬出されるということでしょうか。改めてお願いします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 私どもが捉えております市民の懸念というのは、高橋議員がおっしゃる質問の要旨にありますとおり、永久貯蔵への懸念というふうに捉えてございまして、先ほど来壇上から、そして今齋藤副市長からも答弁をさせていただきましたけれども、使用済燃料中間貯蔵事業の確実な実施が著しく困難となった場合に、市、県及び事業者で協議の上、使用済燃料の搬出を含め、速やかに必要かつ適切な措置を講ずるものと認識をしております。

○議長（富岡幸夫） 1番。

○1番（高橋征志） これまでの議論の中で、搬出先は六ヶ所の再処理工場だという話で、搬出先もクリアにしたと、なので安全協定を結んだという流れになっているかと思えます。したがって、搬出先である再処理工場がストップした場合には、当然中間貯蔵施設の事業が著しく困難になる

わけですので、搬出されると思っているのですけれども、その理解で間違いはないでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 政策推進部長。

○政策推進部長（角本 力） お答えいたします。

今議員からご指摘のあった再処理工場が稼働しなくなったとか、そういう想定の場合も含めまして、その際に貯蔵事業の確実な実施が困難となった場合に該当するときには、当然覚書の3に書かれています事項が発動するものだという認識でございます。ですので、今の時点でどういった事象が生じるのかという具体的なものを捉えているわけではございませんので、そういった意味で、このような貯蔵事業の確実な実施が難しくなった場合というふうに表示しているのをごさいます。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） 1番。

○1番（高橋征志） ただ、そうはいつでも、そもそも今搬出先として想定している六ヶ所村の再処理工場がもしストップしてしまうと、搬出先がなくなってしまうということになるので、ではそのままずるずる50年を過ぎても行き場がないからということになってしまうと思うのです。そういうことはないはずなのですけれども、その理解でよろしいですか。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 特別委員会の場所でも、市民説明会の後、私自身も経済産業省に出向きまして、交付金の要望でございましたけれども、冒頭のところで、次期エネルギー基本計画には明確な搬出先を明記してほしいというふうにお伝えをさせていただいております。

現状としては、六ヶ所再処理工場を想定しておりますけれども、いずれにしても50年貯蔵する施設となっておりますので、その懸念を解消するために覚書を締結しております。

先般の協定締結の際にも、記者の皆さんから事

業者の皆さんに質問がありましたけれども、仮定の話はあまりしたくありませんが、再処理工場が動いていなかった場合どうなるのかという場合に、50年後に原子力発電所に戻すというお話もありますので、そういった懸念を覚書で解消していると思います。再処理工場が動いている、動いていないにかかわらず、50年で搬出していただく覚書だというふうにご認識いただければと思います。

○議長（富岡幸夫） 1番。

○1番（高橋征志） 搬出するかしないかという話だったので、するかしないかという答えが返ってくるかと思っていたのですけれども、そうはいかないということは、なかなかいろいろあるのだろうなというふうには思います。

今のご答弁だと、再処理工場が動いている、いないにかかわらず、50年たったらという話ですけれども、もう再処理が止まって、サイクルが止まる。それが50年待たずに止まってしまったら、もう50年ここに置いておく意味がなくなってしまうと思いますので、そういったところを、例えばの話ばかりしてもあれなのですけれども、例えば20年後にサイクルが止まって、もう日本ではサイクルはしないという話になったときに、では残り30年置いておくのかというと、それは違うと思うのです。なので、そういった意味で、サイクルが止まったら、間違いなく搬出されるのですよねという質問だったのですけれども、すみません、もう一度、しつこいですが、そういう理解でいいかお聞かせください。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 市民の皆さんの懸念というのは、高橋議員が捉えているものと合致しているように思うのですけれども、永久貯蔵への懸念だと私自身は思っております、再処理工場が動いているか、動いていないか。安全協定に書かれてい

るものに保管するのが覚書ということになっておりますので、安全協定で50年安全に貯蔵する、これをお約束させていただきました。それに対して、市議会、そして住民の皆様から50年を超えて永久貯蔵になるのではないかと、再処理工場が完工しなければ、それ以上置かれるのではないかと、そういった懸念があったというふうに認識しておりますので、そういったことはない、そういった懸念を解消するための覚書だと思います。

冒頭から何度か申し上げさせていただいておりますけれども、市民の皆様からいただいた懸念点を解消することを目的に、使用済燃料中間貯蔵事業の確実な実施が著しく困難となった場合に、市、県及び事業者の協議の上、使用済燃料の搬出を含め、速やかに必要かつ適切な措置を講じていただくことを定めておりますので、そのようにさせていただきたいと思っております。

○議長（富岡幸夫） 1番。

○1番（高橋征志） 次の再質問に移ります。

安全協定についてなのですが、川内での住民説明会におきまして、その中で吉田副市長から、安全協定は法的拘束力のある契約とのご発言がございました。安全協定が法的拘束力のある契約と考える根拠についてお知らせください。

○議長（富岡幸夫） 吉田副市長。

○副市長（吉田 真） お答えいたします。

安全協定につきましては、地方公共団体と事業者の合意の下に締結される、いわゆる行政契約という位置づけになってございます。この行政契約につきましては、双方の合意の下に締結された契約として、当事者双方を拘束するものでありまして、事業者はこれらの協定に掲げる契約上の債務を履行する義務を有するということになってございます。

その法的拘束力、つまり実効性の確保という面につきましては、民事的な方法によって担保され

ることになるものと考えてございます。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） 1番。

○1番（高橋征志） 永久貯蔵の懸念ということに関しては、2種類あると思っております。1つ目が先ほど来申し上げております50年後に搬出する、または再処理工場であったり、核燃料サイクルが止まったときに搬出するという、その約束がほごにされ、搬出されずにむつ市に留め置かれ続けるという懸念だと思っております。

50年後の搬出ということについては、もともとの原子炉等規制法と今回の安全協定、再処理工場または核燃料サイクルが中止となった場合の搬出については、今回の覚書によって使用済燃料の搬出が行われる、そう理解しているのですけれども、それでよろしいでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 吉田副市長。

○副市長（吉田 真） お答えいたします。

貯蔵期間終了までに施設外へ搬出されるのかということにつきましては、先ほど議員がおっしゃいました原子炉等規制法上の担保に加え、この安全協定及び覚書によって確実に達成するものと認識してございます。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） 1番。

○1番（高橋征志） 安全協定と覚書があるので、それぞれが何に対応しているかというものの確認なのですが、50年後という期間については原子炉等規制法と安全協定、再処理が止まった、サイクルが止まった、つまり中間貯蔵事業が著しく困難になった場合の搬出については、覚書が対応しているということですのでよろしいですね。

○議長（富岡幸夫） 吉田副市長。

○副市長（吉田 真） お答えいたします。

安全協定及び覚書によって、それぞれそういう機能を有しているということになるかと存じま

す。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） 1 番。

○1 番（高橋征志） 先ほど永久貯蔵の懸念が2種類あると言ったのですけれども、1つ目が先ほどの件で、2つ目につきましては、中間貯蔵施設を受け入れたということによって、使用済核燃料に対する市民の抵抗感が薄まって、それによって最終処分場、つまり地層処分の足がかりになってしまうのではないかということの懸念ではないかなと思っています。この点につきましては、県知事と経済産業大臣との青森県を最終処分地にしないという確約がありますので、むつ市が使用済核燃料の最終処分地になることはあり得ないと考えているのですけれども、市の理解としてはそれよろしいでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 吉田副市長。

○副市長（吉田 真） お答えいたします。

永久貯蔵の懸念につきましては、まず先ほど市長から答弁がございましたように、このたびの安全協定締結におきまして、使用済燃料は貯蔵建屋に搬入された日から50年間とする貯蔵期間の終了までに搬出することが定められ、そのことにより、当該施設が永久貯蔵場所とならないことが約束されたほか、不測の事態があった際の搬出を規定する覚書締結に至ったことで、その懸念解消に向けた対応が取られたものと認識してございます。

また、国との間で高レベル放射性廃棄物について、青森県を最終処分地にしないことの確約がなされていることに加え、施設要件や制度の面でも使用済燃料中間貯蔵施設が最終処分地となり得ないものとなっておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 1 番。

○1 番（高橋征志） 今の質問は、今の中間貯蔵施設がそのまま最終処分に使われるという話ではな

くて、中間貯蔵を受け入れたことによって、安全だなど、では次は地層処分してもいいかなということにならないかという、今の中間貯蔵施設をそのまま使うわけではなくて、改めて地層処分の最終処分場を誘致するということにつながるかと。つまり永久的にむつ市に使用済核燃料が貯蔵されないかということについての懸念があるのではないかということに対しての質問だったのですけれども、地層処分に関しては誘致しないという理解でよろしいですか。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 質問の通告が使用済燃料中間貯蔵施設についてでございますので、その部分についてお答えをさせていただきたいと思っておりますけれども、先ほど吉田副市長が答弁いたしましたとおり、高橋議員がおっしゃっているとおり、中間貯蔵施設が最終処分場施設にそのままなるということはあり得ません。原子力規制委員会によりまして、中間貯蔵施設としての認可をいただいておりますので、それが最終処分場にならないということは認識が一致しているものと思っておりますし、私たちから最終処分場を求めることはございませんので、そういった理解で構わないと存じます。

○議長（富岡幸夫） 1 番。

○1 番（高橋征志） 中間貯蔵施設を誘致した当時、当時の財政赤字は、過去の資料を見ると、単年度決算で7億円の赤字、累積で12億円の赤字があったそうです。この中間貯蔵施設については、誘致したことによって、50年後、最終的に市が自立できているかどうか成否の分岐点だと思います。

50年後、原子力関連の交付金などの支援がなくてもやっていけるように市が自立できていれば成功ですし、あるいは50年後も何かしらの原子力関連の支援にすがり続けるようであれば失敗なのではないかというふうに考えています。

なので、仮にもしこれからお金がなくて最終処分場を誘致するようなことになれば、中間貯蔵施設の誘致は失敗だったというふうに結論づけられるのではないかなと考えています。

市長は以前から、中間貯蔵施設を誘致してよかったと言ってもらえるようにというふうにおっしゃっています。そういったことから、地層処分、最終処分に関しては関与しないと、誘致しないということにつながるのではないかなと思うのですが、ご見解をお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 中間貯蔵施設を誘致してよかったというのは、20年前に当時の市長をはじめ市民の皆様が、選挙を通じて大きな議論を踏まえて誘致に向かっていったと思いますけれども、現状として先ほど高橋議員からお伝えがあったとおり、むつ市は財政が赤字になっていて、今この現状としても18歳の医療費無償化、10月から始まります小・中学校給食費の無償化、ゼロ歳児、1歳児のおむつの無償化、こういったところにチャレンジできております。

赤字財政の中では、そういったこともできないと思いますし、高齢者のごみ出し支援もさせていただいていますし、様々な観点から市のサービスが拡充しているというふうに認識しております。現状としては、今原子力に関わる交付金の中で市民サービスが拡充している、そのことはお伝えさせていただくと同時に、50年後も中間貯蔵施設に関連する、原子力に関連する交付金を当てにするというよりも、今、将来を見据えて市の自立という点につきましては、昨年11月に国主導で発足いたしました原子力施設と立地地域の共生に取り組む青森県・立地地域等と原子力施設共生の将来像に関する共創会議の中での取組を通じまして、県内の他の原子力施設立地自治体と連携を図りながら、国・県、事業者、立地市町村が一体となって、

より効果的な地域振興策を講じて展開していきたいというふうにお伝えしております。

私からは、具体的には使用済燃料のキャスク、これは使用済燃料が入っているものではございませんし、そういった産業を立ち上げていくほか、この地域に観光振興の目玉となる施設をつくってほしい、こういった形で、原子力産業と別の産業を立ち上げていくことが重要だというふうに思いますし、50年かけてそういったところにもチャレンジできる体制をつくることにより、将来中間貯蔵が誘致されて、市民サービスが拡充して、産業もできてきた、そういった形をむつ市として目指したいと、そういう思いで申し上げておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 1番。

○1番（高橋征志） 少しまとめさせていただきますけれども、安全協定と覚書によって中間貯蔵施設からの搬出が担保されたということと、あと先ほど市長から、最終処分場は求めることはないというご答弁がありましたので、使用済核燃料の最終処分、永久貯蔵はあり得ないということが確認できたのかなとは思っています。

ただ、そうはいつでもこれから搬入されるキャスクの中身は、高レベル放射性廃棄物であることには変わりなくて、不安を抱えている人は少なくないと思います。

今回は、将来の搬出について議論させていただきましたけれども、同時に安全管理につきましても、これまで以上に丁寧な説明や情報公開をお願いしたいと思います。

そもそもこの中間貯蔵施設と市民との関わりは、当時のむつ市が裏で内々に進めてきた話を地元紙に報じられたところからスタートしているというふうに認識しています。市民に疑いの目を向けられることがないように、これからも開かれた対応といえますか、市政をよろしく願います。

す。

続きまして、安全協定につきまして再質問させていただきます。安全協定と覚書の最終的な内容が知らされないまま、8月9日に締結されました。いろいろと議論をしたのですけれども、最終的な結果が知らされないままの締結でした。市役所のホームページにアップされたのは、お盆の8月15日ということで、それまで中身が分からない状態でした。非常に重要な案件であるので、議会というか、つまり市民に対し、締結前にこういう内容になるということをお知らせすべきだったのではないかなと、公開すべきだったのではないかなと思うのですけれども、お考えをお知らせください。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） まず、先ほどご指摘のありました当市に運ばれるものは高レベル放射性廃棄物ではなく、リサイクルされる使用済燃料でございますので、廃棄物ではないということをお伝えさせていただきます。これをリサイクルして、核燃料サイクルでございますので、もう一度燃料にする資源でございますので、その点の認識はちょっと改めていただきたいというふうに思います。

安全協定書、最終的な内容が知らされずという部分につきましては、吉田副市長から答弁をさせていただきますけれども、安全協定を締結するまでに、先ほど来、5月28日には市議会特別委員会に説明をさせていただいたことを皮切りに、市民説明会、県民説明会をさせていただいておりますし、内容につきましては、5月から市議会のホームページを見れば市民の皆さんが把握できるようになっておりますし、そのことをお伝えをしたいと思います。この間、6月、7月、8月まで、協定締結の2か月と1週間程度あったと思いますので、そういう意味では市民の皆様には丁寧にお伝えさせていただいたと思います。

高橋議員の壇上での質問の中にもありましたけれども、市民の皆様にとっても重大な事項というふうにご指摘をいただきましたが、私たちもそういう認識で市議会の特別委員会、そして市民説明会、土日にも開催をさせていただきましたし、重大な事項だというふうな認識を持って主体的に説明をさせていただきました。

そういった中で、市民の皆さんも重大な事項だと捉えていただいているならば、その間に様々な機会を通じて意見を伝える場所もあったと思いますし、1回の開催ということではなく、むつ地区、川内地区、大畑地区、脇野沢地区、土日も含め、平日も含め開催しておりますので、重大な事項だったからこそ、そういったことでも市民の皆さんから意見を伝えられる場所を設定していたと私自身は認識しております。それがオンラインだったとか、生の声を聞く場所だったというよりも、回数を開催し、県では土日の開催がなかったご指摘がありましたけれども、むつ市では、説明会、土日でも、もちろん平日も開催しておりましたので、そのことをお伝えさせていただきたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 吉田副市長。

○副市長（吉田 真） お答えいたします。

重複する部分もございますが、安全協定につきましては、市政運営上の重要案件であると認識しておりまして、市民の皆様のご意見をしっかりお聞きした上で、協定締結に向けて進めてまいりました。

市民の皆様のご意見をいただく手法といたしまして、市内4地区における住民説明会の開催を通じて、直接市民の皆様と対話することによって十分な情報提供と意見交換を実施し、市民の皆様の生の声をより多くお聞きし、市政に反映させることとしたものでございます。

また、市議会特別委員会におきましても、本案

件を集中的にご議論いただき、市民の皆様の代表である市議会議員の皆様からご意見をいただくプロセスも実施したところでございます。

なお、市議会及び住民説明会においていただきました疑問点につきましては、その場で全て回答させていただくとともに、安全協定の内容そのものの修正を要すると判断されるご意見はなかったものの、搬出先の問題や確実な搬出の懸念、親会社の責任等に関する懸念のご意見をいただいたものと受け止めましたことから、覚書の締結等、市民の皆様を払拭する取組の適切な実施と併せて、安全協定を締結させていただいたところでございます。

その後、事務手続が完了した時点で、市ホームページに安全協定及び覚書等を掲載したほか、市議会の求めに応じまして、去る8月22日の特別委員会において、これまでの経緯と併せてご報告させていただいたところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 1番。

○1番（高橋征志） 先ほど市長から、高レベル放射性廃棄物の話がありましたけれども、資源エネルギー庁のホームページに、再処理せずに使用済燃料を直接処分する国の場合、使用済燃料そのものが高レベル放射性廃棄物になりますと書いてあって、確かに廃棄物ではなくて、今の時点ではまだ燃料なのですけれども、中身としては同じだという意味で言葉を使いましたので、誤解があったらすみません。

今の安全協定の話につきましては、市民の意見を聞いてほしいという話ではなくて、いろいろ議論があった中で、最終的な形を締結してしまう前にお示しいただいたほうがよかったのではないかと話です。特に安全協定につきましては議論しましたけれども、覚書の中身につきましては一切見ていなくて、報道があって初めて覚書を結ぶ

ことが分かって、内容について、先ほどの8月の特別委員会で示されたというような中身ですので、重大な案件ですので、事前に、結ぶ前にお示ししていただく必要があったのではないかなと私は考えているのですけれども、あえて事前に、締結前に、議会、そして市民に対して公開しなかった理由、どのような考え方でそうなったかお知らせください。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 先ほどの高レベル放射性廃棄物の話に戻って大変恐縮なのですが、日本という国は、最終処分場にそのまま行くものではございませんので、この国では高レベル放射性廃棄物というのは誤っているというふうな認識を私自身は持っていますし、日本の国民である以上は、そういったことだと思いますので、そのことはご理解いただきたいと思います。

そして、覚書の内容につきましては、先ほど来吉田副市長からも答弁ありましたとおり、安全協定締結のご意見を伺った際に、搬出先の懸念、そして確実な搬出の懸念、これは市民の皆様のご意見に対応して覚書を締結するというふうに至ったものでございますので、市民の皆様の意見を踏まえて対応させていただいたものでございます。そのことについては前向きに捉えていただきたいというふうに考えておりますし、内容というよりは、市民の皆様に対応したものが覚書として掲載されているということでございますので、そのことについてはご理解いただきたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 1番。

○1番（高橋征志） 安全協定の内容につきましては、主に搬出先の懸念ですとか、そういったところが市民の方から意見が上がったということで、私は特別委員会の中で、第7条、環境測定の部分について、市の主体性がないのではないかと

ところで意見をさせていただきましたけれども、その辺についても修正がありません。原案どおりになったということで、何かあったときに、有事であればもちろん調査はするのでしょうかけれども、ふだんから放射線のチェックというところを市も主体的にやるべきなのではないかなというふうに思っていて、県からの情報がなければ動けない、分からないというような状態になるのが怖いなど思っているのですけれども。あえて修正しませんでした、その辺は大丈夫だとお考えですか。

○議長（富岡幸夫） 危機管理監。

○総務部危機管理監（畑山勝利） お答えいたします。

環境放射線等の測定につきましては、常時環境中の放射線を測定する施設、いわゆるモニタリングポストを設置している青森県及びリサイクル燃料貯蔵株式会社において実施することとなり、市は利用者から報告を受けるといった協定内容となっております。

また、市は測定そのものの主体とならないまでも、協定第9条の規定に基づき測定の立会いを行い、適切に測定が行われることを確認することができるものとなっております。

さらに、協定第15条の規定により、異常事態発生に伴い、市が必要と認めた場合、環境放射線測定を講ずることをリサイクル燃料貯蔵株式会社に対して求めることができ、同社はこれに応じなければならないものとされております。

したがって、協定内容の修正がなくても、市の権限執行により、必要な場合に適切な環境放射線測定が実施されることとなっておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 1番。

○1番（高橋征志） 中間貯蔵に関しては、そろそろ終わりにしたいと思っておりますけれども、本質問の中で、中間貯蔵施設の安全協定という重大な事項

に対し、動画配信の部分につきまして、なぜ市として主体的に行動しなかったのかという質問に対してのお答えがなかったように思いますので、改めてご回答をお願いします。

○議長（富岡幸夫） 吉田副市長。

○副市長（吉田 真） お答えいたします。

先ほどのご質問の中で、主体性という部分でございますが、まず動画や議事録につきましては、公開のための事務手続として、文字起こしをはじめ公開に適さない部分、例えば個人のプライバシーを侵害する内容がないか、明らかな事実誤認がないか等の内容の確認を経て原案を作成し、説明者全体への確認が完了した後に公開したものでございます。

説明者全体への確認が完了した後に公開するのですけれども、1回当たり2時間前後の説明会でございますので、全体の事務手続に相当の時間を要したものでございます。

一方で、住民説明会につきましては、土曜日、日曜日の開催を含め、市内4地区での開催により、市民の皆様に参加していただけるよう最大限配慮した形で開催しているほか、その場で意見が言いづらかった方や、参加がかなわなかった方でも市ホームページの入力フォームを通じて意見を出すことができる形を取っていったということで、したがって市としては十分に市民の皆様からご意見をいただける環境を主体的に整えていたというところでございますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 1番。

○1番（高橋征志） では次に、経営計画の質問に移ります。

経営計画を前期と後期と見比べてみて、その計画自体に実効性が欠けるのではないかなという部分をちょっと感じました。例えばですけども、文化財の展示施設に関しては、平成8年から歴史

民俗資料館を造るという計画を立てていたようで、それが結局約30年間、計画にのっているけれども、実行に移っていないというところ。

それから、海洋都市の部分につきましても、「みらいⅡ」は決まりましたけれども、平成14年から海洋都市の実現というところがありますが、市として海洋都市をつくっていくというような動きというのが見えないのではないかなと。予算に関しても、令和5年の決算で約13万円というところで、その動きがあまり見えないように思います。

今は文化財の展示施設と海洋都市の話ピックアップしましたけれども、ほかにもあるのではないかなと思いますが、取りあえずこの2点につきましては、もう長年計画にのっています。きちんと実行する、計画どおり実行するという計画に実効性を持たせるためにも、今後きちんとやっていくという理解でよろしいでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 政策推進部長。

○政策推進部長（角本 力） お答えいたします。

ただいま文化財展示施設と海洋都市というところでご指摘がございました。海洋都市に関しましては、国立研究開発法人海洋研究開発機構むつ研究所などの海洋研究機関が立地しておりまして、海洋科学研究拠点として研究活動環境の充実を総合経営計画に位置づけております。これらの機関では、海洋環境保護や海洋資源の持続的な活用に関する研究者と地元の漁業者の共同による研究の実現ですとか、あとは海洋や科学教育の普及など、様々な場面で地域の皆様とともに活動をいただいております。

また、教育の現場では市内小学校と県外小学校との交流学习であったりとか、市内高等学校の生徒さんと、研究機関との数年にわたる共同研究でありますとか、関連する学会やシンポジウムによる市民の皆様への理解促進など、これらの取組の積み重ねによりまして、新たな学問、産業の創出

につながればというところで期待しておるところでございます。

また、ご承知のとおり北極域研究船「みらいⅡ」の船籍港としても関根浜港が選ばれてまして、海洋観測拠点として利用されることが決定しております。これら海洋研究機関との連携や協力につきましては、地域の教育の充実と児童・生徒の将来の可能性を広げるために欠かせない取組であると考えておりまして、今後におきましても、海洋研究の拠点として教育の充実や環境保全、地域の発展に研究機関と一緒に取り組んでまいりたいと考えてございます。

また、文化財展示施設に関しましては、これは社会教育・文化の充実と文化財保存活用ということで位置づけておるものでございますけれども、これらにつきましては、文化財収蔵・展示施設の整備を掲げておりまして、資料の収集整理と併せ、その保存活用のための適切な空間の確保に努めているところでございます。

一方で、施設の整備には財源の検討も必要でありまして、長年にわたる課題となっておりますけれども、最近では当市が所蔵するものと同様の文化財を展示、収蔵している他地域の施設の視察や、文化財収蔵庫に収蔵しております未整理収蔵品の調査、整理及びデータベース化などの作業を行うなどして、将来の施設整備を見据え、調査研究を継続しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 1 番。

○1 番（高橋征志） ちょっと話が戻りますけれども、再処理に関しては、エネルギー基本計画に位置づけられるから絶対大丈夫ですという今までの流れだったと思うのです。翻ってむつ市の計画に関しましては、ずっと計画にのっているけれども、実行されていないと。そうなると、その計画にのっているから大丈夫という言葉自体がむなしく響

いてくるというところになりますので、むつ市の計画にのっている部分につきましても確実に、もう長年放置されているような状態ですので、確実な実行をお願いしたいと思います。

それから、少し細かい話に入りますけれども、むつ市総合経営計画につきまして、目標が達成されていないところというのがあります。例えば男性の肥満率に関しては、前期計画の基準値が38.7%であったのに対し、後期計画の基準値が47.1%と、そもそも基準値が悪くなっています。また、町内会の加入率に関しましても、前期計画の基準値が65.1%だったものが、後期計画の基準値だと62.8%ということで、ここも数値が落ちていくということになります。

あと人口とかもあるのですけれども、こういった指標に関しては、前期計画の終了時点で目標未達が分かっていたと思います。失敗の原因についてどのように分析し、どのような改善策を講じたのでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） まず、むつ市総合計画の計画が実施されていないのではないかとこの点につきましては、先ほど来政策推進部長が答弁させていただきましたけれども、海洋科学研究拠点の主要計画、総合経営計画の中では5つ記載されておりますが、研究関連産業の誘致、これは「みらいⅡ」の船籍港の決定が大きくこの計画の実行に実績があったというか、評価がされたものだと思っておりますし、そのほかにも（2）の学習体験・交流機会の充実、これはシンポジウムの開催や関根小学校と沖縄の小学校のオンラインの学習、計画に書いてあることを実行しております。やっていないということではないので、そのことの認識をまず改めてほしいと思います。

文化財展示施設につきましても、文化財収蔵・展示施設の整備ということで、むつ市はむつ市文

化財収蔵庫、以前はなかったのですけれども、30年前から何もやっていないということではございませんで、金谷にむつ市文化財収蔵庫を整備していますので、展示まではまだいっていませんけれども、計画の中では文化財収蔵・展示施設の整備を掲げておりますので、まずは収蔵の整備はしっかりしております。

先ほど来、エネルギー基本計画と混同、比較されてというか、計画に書いてあることをやらないのではないかとということをお伝えいただいておりますけれども、やっていることもあります。計画としてできていないところもちろんあります。しかしながら、それに向かって取り組んでいくことは事実でございますし、議員の皆さんも海洋研究の要望も含めて市議会とともに歩んでいっているというふうに私自身は認識しておりますので、その点についてはお伝えをさせていただければと思います。

また、計画の目標達成と事業の予算の整合性も含めて、その点についての答弁は政策推進部長からさせていただきます。

○議長（富岡幸夫） 政策推進部長。

○政策推進部長（角本 力） お答えいたします。

例えばですけれども、肥満率の話をしめすと、これは確かに目標値と実際の数値というのはかなりかけ離れております。これは、例えば国の方針でありますとか、県の方針でありますとか、そういうものをも捉えながら、国全体としてこうあるべきだとか、そういうものもありますので、それに向かって市も一緒に取り組んでいくのだというところで、実現がなかなか難しい目標であったとしても、目指す必要があるというところで目標を設定しているものの中にはございます。

そのような目標値につきましては、市の掲げる将来像でありますとか、目指す姿に確実に近づいていくものというふうにと捉えておりますので、ご

理解賜りたいと思います。

また、計画の策定等につきましても、これは取組状況を十分に勘案しながら、庁内でも共有いたしまして、各部署におきましても、この結果を見ながら、さらなる効果的な施策の検討に活用しておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 申合せの時間が迫っておりますので、よろしく願いいたします。1番。

○1番（高橋征志） 一言で終わります。

海洋都市に関しては、ジオパークのこともありまして、私も期待している一人です。もっともっと盛り上げていきたいなと思っていますので、私も頑張りますけれども、よろしく願いします。

計画期間、新しい計画。10年後、次も10年だとすると、次の計画が終了するのは12年後の2036年です。そうしますと、今議会を傍聴している小学生の皆さん、もう大学を卒業して、社会人として働いている年齢になっているかと思います。彼らにむつ市に住みたい、むつ市に帰ってきたい、そう思わせるだけでなく、仕事やお金の面でも現実的に住み続けられるまちになっていないといけないと思います。そのための補助線といたしますか、笑顔かがやく希望のまちを実現するための手段としての長期計画だと思っておりますので、今まで以上に実効性のある計画にしていきたいと思えます。

以上です。ありがとうございました。

○議長（富岡幸夫） これで、高橋征志議員の質問を終わります。

ここで、午前11時20分まで暫時休憩いたします。

午前11時04分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（富岡幸夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎佐賀英生議員

○議長（富岡幸夫） 次は、佐賀英生議員の登壇を求めます。19番佐賀英生議員。

（19番 佐賀英生議員登壇）

○19番（佐賀英生） おはようございます。19番、市誠クラブの佐賀英生です。むつ市議会第261回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問いたします。理事者各位の前向きな答弁をよろしくお願いいたします。

今年のお盆は雨ばかりなので、取りためておいた日本放送協会のドキュメンタリー番組を見ておりました。太平洋戦争に関する特攻隊の番組、裁判に関わる無罪判決を連発する裁判官の番組、原子力政策に関わる委員会の内容に関する番組など数本を毎日見ておりました。特に先ほどの番組3本は繰り返し視聴し、見るほどに深く考えさせられたものでした。

裁判に係る番組は、元大阪高等裁判所裁判長の番組で、1年半の間に一審破棄35件、そのうち無罪7件、逆転有罪1件と、一審判決有罪率99.83%の日本の裁判において、控訴審裁判所として特異なものでした。

以前から週刊誌によく出ていた裁判長なので、私も記憶にあった名前でしたので、ここまですごいとは思いませんでした。退官した元裁判長が口をそろえて言うのは、「よくここまで調べ上げて判決を下せる。判決文を読むと当然だ」というコメントをしておりました。

裁判ですから、当然自分のほうに都合のいい証人を呼んで証拠固めをしますが、この元裁判長は両方の証人を呼んで話を聞くことをするというところで、こういう判決になるのだとコメントした元高裁裁判長もおりました。

一方、原子力政策に関する番組は、原子力に関する委員を数々歴任した科学史家、吉岡斉教授で、

俗に言う「理の人」と言われた人物です。原子力に限らず科学的な分野において合理的な政策を追い求める人として有名な方です。

もともと有名な方なのですが、なぜ今クローズアップされたかという、今までの政策決定に当たる道程を資料として残していたものが発見され、その細部のメモまで残していたからです。

この話をずっとしていたいのですが、諸般の事情によりやめます。よく日本放送協会がこういう番組を放送したのだと、驚きとともに感心もしております。

今テレビのニュースを見ていますと、連日総裁選挙だ、党首選挙だと放送していますが、国政選挙も近いのだなと感じられるのは私一人だけではないと思います。取りあえず2名の国会議員の在宅起訴で留飲を下げさせるつもりなのでしょうが、国民はそこまで愚かではないですし、すぐに忘れる人種でもありません。

司法当局、特に検察官は検察の理念をいま一度思い出し、しっかりと国民の声を聞き、権力におもねることなく、真つ当な判断をしていただきたいと思っております。

それでは、通告に従いまして3項目5点について質問いたします。

1項目目の青森県における土砂災害危険箇所2646か所公表について質問したいと思います。7月1日の新聞に「土砂災害危険2646カ所追加」「県、警戒区域指定進める」との大見出しで1面に載っております。内容をかいつまんで説明いたしますと、「全国各地で警戒区域外での災害が多発していることを受けた国の指針変更に基づく対応で、市町村の災害対策の強化や住民の迅速な避難につなげる」とのことで、新たな危険箇所のうち、崖崩れのおそれがある急傾斜地1,772か所、土石流が発生するおそれがある場所は874か所で、十和田市237か所、三戸町225か所、むつ市221か

所、崖崩れ120か所、土石流101か所となっており、県河川砂防課によりますと、山間部の住宅が多い地域で危険性が確認されたということです。

国の土砂災害防止対策基本指針の変更を受け、航空機によるレーダー測量を基に高精度の三次元地図を作成し、高さ5メートル以上で30度以上の傾斜がある場所を抽出し、現地調査などで近くに建物ある場所を選び出したとのことでした。

危険箇所の具体的な場所は、インターネット上の青森県土砂災害警戒区域等マップで閲覧できるとあります。

2021年から2022年に全国で起きた土砂災害約1,700件超のうち、4割弱が雨の影響や警戒区域自体に課題があるということが浮かび上がりました。

警戒区域外に土砂が及んだケースを詳しく調べますと、警戒区域の指定の際に考慮されていない建物や橋などの構造物に土砂がぶつかり、想定外の範囲に被害が及んでいることが確認できております。私は、このようなことが確認されたため、国の指針が強化されたのではないかと考えております。

以上のことを踏まえ、質問いたします。

1点目として、追加に至った経緯と基準について。

2点目として、急傾斜地の崩壊・土石流地区の土砂災害特別区域及び警戒区域のパブリックリレーションズについて。

3点目として、当該区域の個人私有地及び市有地について。

以上、3点について市長にお伺いいたします。

次に、2項目目の今後の公共事業の在り方について質問いたします。公共事業とは、辞書によりますと、国や地方公共団体が公共の利益や福祉のために実施する事業で、道路や港湾、上下水道の整備、学校や図書館、公園、病院の建設、河川の

改修などが含まれます。公共事業は、税金によって行われることが多く、人々の暮らしやすい環境づくりに役立っています。

「公共事業」に似た言葉に「公益事業」や「公共投資」があり、公益事業はサービスに重きを置いた言葉として扱われることが多く、公共投資は将来的な収益や地域の活性化が見込まれる場合に行われる公共事業を指す場合が多い。「公共事業をめぐる必要性の低いものもあり、ばらまきとなっているとの批判も聞かれます」と書いてありました。

公共事業についての問題点として、投資費用に見合った効果が得られていない、建設コストが高い、重複投資が行われている、内容が分かりにくく投資の決定過程が不明瞭、大規模な自然破壊や公害の発生、ダム建設などの環境破壊と財政の大幅な赤字の現状などがありますが、公共事業の急激な削減は、次のような問題も生じます。

地方の経済が低迷期に入る。建設業が雇用を支えられなくなり、それに代わる地域産業も育たない。自治体の財政が悪化し、地域独自の経済対策も難しくなる。

他方、公共事業には次のような効果もあります。道路や鉄道、空港などの整備で移動の自由を拡大し、国民生活や産業を活性化。上下水道、公園、住宅などの整備により、衛生環境、生活環境の快適さを提供する。河川改修など防災面での不可欠な防災インフラの整備。建設業や、それに関わる業種の雇用の確保と生活など、公共事業の功罪はありますが、必要性はあろうかと考えます。しかし、現在の状況を鑑みれば、資材の高騰、人材不足による公共事業の難しさも顕著となりつつあります。公共事業の在り方について、市長にお伺いをいたします。

3項目めとして、社会教育について質問いたします。8月は、児童・生徒にとってとても忙しい

時期になると考えております。私も子ども会活動や健全育成活動に携わってきた者として痛切に感じております。

地域活動やスポーツ活動、お盆、お祭り、行事が次から次へとあります。どれも大事な行事であり、貴重な体験の一つでもあることは承知しておりますが、社会教育という観点でいきますと、地域行事に重きを置いてほしいと思っております。

少子化の中で、こどもが激減している昨今、大切な伝統行事である子どもねぶた運行の維持が危ぶまれているのです。事実子どもねぶたの運行ができなくなったという話も聞こえてきております。率直に、行事の調整をして、何とか毎年8月の第1週の土曜日、日曜日を社会教育の一環として、こどもから大人まで楽しめて、貴重な体験と地域行事の継続のために確保することができないか、教育長にお伺いをいたします。

以上、壇上よりの質問とさせていただきます。

○議長（富岡幸夫） 市長。

（山本知也市長登壇）

○市長（山本知也） 佐賀議員のご質問にお答えいたします。

まず、青森県における土砂災害危険箇所2646か所についてのご質問の1点目、公表に至った経緯と基準につきましては、危機管理監からの答弁とさせていただきます。

次に、ご質問の2点目、急傾斜地の崩壊・土石流地区の土砂災害特別警戒区域及び警戒区域のパブリックリレーションズについてであります。既に土砂災害警戒区域に指定されている263か所につきましては、むつ地区では平成18年から平成19年にかけて、川内地区では平成21年、大畑地区では平成19年、脇野沢地区では平成23年に住民説明会を実施しており、指定後につきましても、広報むつ、市ホームページ、出前講座、防災マップなどにより市民の皆様へ土砂災害に関する防災対

策の普及啓発に努めてまいりました。

今後、今回新たに公表された箇所が土砂災害警戒区域に指定された際には、これまでと同様に住民説明会を実施するなど、市民の皆様への周知及び普及啓発などを行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、そのほかにいただいたご質問につきましては、それぞれ教育委員会、危機管理監及び担当部長からの答弁とさせていただきます。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

（阿部謙一教育長登壇）

○教育長（阿部謙一） 佐賀議員の社会教育についてのご質問、毎年8月第1週の土曜日・日曜日は社会教育活動に向けるべきと考えるが、市の見解はについてお答えいたします。

ご質問にある社会教育活動とは、社会教育活動全般を指すものではなく、大畑地区における子どもねぶたを意図したものと認識してお答え申し上げます。

大畑地区の子どもねぶたは、昭和47年8月6日に合同運行が行われて以来、8月第1週の土曜日あるいは日曜日に大畑公民館の事業として実施されております。

子どもねぶたは、こどもたちを主体としたネブタの製作やはやし練習などが夏休み期間を利用して行われるため、実施まで夏休み開始後一定の期間を必要とすることから、共催者である大畑地区子ども会育成連合会とも相談し、開催時期を決定いたしております。

この時期は、小・中学生を対象とする各種スポーツイベント等の行事が行われる時期でもありますが、参加者は限られることから、子どもねぶたへの影響は少ないものと認識いたしております。

また、ネブタ運行に際しましては、主役となるこどもたちはもとより、子ども会育成会の皆様方や各町内会の有志の方々のご協力が必要不可欠で

ありますが、8月第2週以降はお盆時期に当たるほか、毎年8月15日に開催されている大畑ふるさと祭りに参画する団体及びその関係者の方々が子どもねぶたの運行に関わる方々と重複している場合が多く、地域の皆様方のご負担を考慮すると、日程の変更は難しいものと考えております。

大畑地区の子どもねぶたは、昭和30年代頃まで行われていた七夕行事に由来するとも言われており、地域の皆様方にとっては、子ども会行事の範疇にとどまらない伝統行事として位置づけられているものと認識いたしております。

市では本年4月、むつ市伝統行事及び民俗芸能の継承発展に関する条例を施行し、当市に伝わる伝統行事及び民俗芸能を次世代に継承することにより、地域への誇りと愛着を育み、希望に満ちた魅力ある地域社会の実現を目指しております。この条例にのっとり、関係団体、市民の皆様及び事業者の皆様方のご理解とご協力を賜りながら、教育委員会といたしましても、伝統行事等の環境整備と必要な支援に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 危機管理監。

○総務部危機管理監（畑山勝利） 佐賀議員のご質問にお答えいたします。

まず、青森県における土砂災害危険箇所の2646か所についてのご質問の1点目、公表に至った経緯と基準についてであります。青森県によりますと、経緯といたしましては、国において近年の大雨では土砂災害危険区域外での土砂災害が発生した事例があることから、令和2年度に土砂災害防止対策基本方針を変更し、都道府県において高精度な地形情報を用いて、新たに土砂災害が発生するおそれのある箇所の抽出に努めたものとされました。

これを受け青森県では、令和2年度から新たに土砂災害が発生するおそれのある箇所の抽出作業

を進め、令和5年までに約2,600か所の抽出が完了したことから、住民に土砂災害に対する防災意識を喚起するため、抽出結果の公表に至ったものと伺っております。

基準といたしましては、高精度な地形情報を使用して、勾配30度以上の傾斜を抽出し、そこから人家等の有無による絞り込みを実施した後、机上抽出した箇所について簡易な現地調査を行い、地形や保全対象の有無について確認の上、箇所の絞り込みを行い、新たな土砂災害が発生するおそれのある箇所として位置づけたものと伺っております。

なお、地区ごとの箇所数につきましては、むつ地区では急傾斜地の崩壊74か所、土石流29か所の計103か所、川内地区では急傾斜地の崩壊21か所、土石流26か所の計47か所、大畑地区では急傾斜地の崩壊6か所、土石流9か所の計15か所、脇野沢地区では急傾斜地の崩壊19か所、土石流37か所の計56か所となっております。

次に、ご質問の3点目、当該地区の個人私有地及び市有地についてであります。土砂災害が発生した場合の責任につきましては、私有地では土地の所有者または占有者に、市有地については市にあるとされております。また、下北地域県民局によりますと、私有地につきましても、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定をしておりますが、指定を受けたとしても個人財産であることに変わりはなく、所有者自身が崖崩れなどを防ぐ対策を施すことが原則であり、事故等が発生した場合は所有者の責任になるものと伺っておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 建設技術部長。

○建設技術部長（小笠原洋一） 次に、今後の公共事業についてのご質問、資材高騰・人材不足等による公共事業の在り方についてお答えいたします。

公共事業を取り巻く現状は、新型コロナ禍以降、

資材価格の高止まりや労働力不足が急激に深刻化するなど、調達に係る需給バランスが崩壊し、長期にわたり工事費が高騰している状況にあります。むつ市も同様の課題に直面しており、資材の供給拠点から遠く離れた半島地域にあるという下北の地域性が、その影響をより一層大きくしているものと考えております。

このことを踏まえ、市といたしましては国土交通省からの数値を参考に、公共事業の円滑な施工確保に向けた取組を実施及び検討しております。

具体的には、急激な物価変動等を反映した適正な請負代金を設定できるよう、実勢見積りを採用することで地域差による単価の乖離を極力抑えるよう努めております。

また、施工時期の平準化を図るため、繰越明許費や債務負担行為を活用して、単年度にとらわれない工期を設定するなどし、適正な工期確保に努めております。

さらには、受注者の円滑な工事施工体制の確保を目的として、工事の始期や終期を全体工期の中で柔軟に設定できる余裕期間制度の活用を検討しております。

以上の取組等を実施することで、昨今の資材高騰や人材不足といった影響に対応し、公共事業の円滑な進捗を図りたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 19番。

○19番（佐賀英生） 答弁いただきました。時間の関係がありますので、ちょっと順番は逆になりますけれども、3番目から。

教育長の子どもねぶたの答弁の中なのですけれども、大変申し訳ないのですけれども、ちょっと認識が違うような気がします。というのは、先ほどの教育長答弁の中で、限られたこどもたちですし、また人数が少ないので影響がないという答弁があったのですけれども、多分人数的に、数字的

に考えたら、それはそうでしょう。ただ、そういう子というのは、全体に加わるのです。そういう子に限っていろんなものに加わってきて、協力してくれると。現実問題大変ですから、本当に。

その中で、子ども会連合会とかそういうところで話をしていると。子ども会連合会も全然認識が違ってきますよ、それでは。後で言うておきますけれども。

現場にいる私たちは、こどもがいなくてぴーぴーです、本当に。要は人数が少ないからとか、話し合ってたからとか、そうではないのです。本当に運営そのものが危ぶまれていますから。多分うちだけではなくて、同じ時期にやっている町村もありますので、そういうところも同じような認識だと思います。人数が少ないのですから、そもそも。そこら辺をちょっと考えていただきたい。

前もって日程的には決まっていると思いますので、それは連合会とかいろんなところとお話しているのでしょうかけれども、変更できないその理由といいますか、スポーツ的なものとか、教育的なもの、教育委員会の担当のものというのはどういうものがありますか、まず教えていただきたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） ご質問にお答え申し上げます。

まず劈頭に申し上げたいことは、私どもも議員と全く同じ思いを持っておりまして、こどもたちにいろいろな機会を提供して、こどもたちをしっかり育てていきたい、その思いに関しては全く同一であることはご理解いただきたいと思えます。

そして、お尋ねの変更が困難な行事等に関してありますが、2つほど例を申し上げます、スポーツ大会であれ、文化的な大会であれ、多くの地

区を対象としている大会であれば、それぞれの地域ごとに行事等が異なりますことから、なかなか軽々に開催時期をずらすことが難しいのではないのかなという認識は持っております。

そして、この地区で、例えば今同じネブタであったり、こどもたちの行事等に関しても、それぞれの地区がそれぞれの伝統に即して、既に長い年月をかけて活動を築き上げ、そして日程等を含めて運営されております。そうしたときに、私どもが所管をしている事業であれば、それを変更することも可能ですけれども、多くが民間の団体の方々のご労苦によっているところが多いので、そうしたことに関して私どものほうとしても、日程を変えろというような要望等に関しては、やはりできないのではないのかなと考えております。

しかしながら、先ほど子ども会育成会の話も出ましたけれども、関係のこどもたちや保護者、そして関係の団体等のほうから、やはり非常に大変だというふうな思いがこれから寄せられるのであれば、それに関しては真摯に対応して、最初に申し上げたこどもたちの活動の場が決して減ぜられることがないように最大限努めてまいりたいと考えております。

○議長（富岡幸夫） 19番。

○19番（佐賀英生） ありがとうございます。いい意味でも1年ぐらいありますので、何とかぜひとも前向きに考えていただきたいと。

よくこの場で言わせていただくのですけれども、教育長、家庭でも教えない、学校でも教えない、教えることができないものを、これ社会教育というか、地域行事で教えるわけです、行儀ですとか。大変いい子になりますし、よく親にも褒められた事例もあります。どうぞ、そういう別な部分の教育といいますか、情操教育ですよ、ずっと大人になるまで持っていけるもの、そういうものを考えていただいて、何とかまだ1年有余あり

ますので、少し考えていただきたいと思っておりますので、前向きに取り組んでいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

それでは、順番的にいって、まず1番目の部分、ちょっと数字を忘れたのですけれども、何か増えていたところ、この土砂災害地域区域指定状況等、その1、この中でむつ地区が増えていますよね。同じやつがないと。大畑町1、急傾斜地掲載済(新規指定)ということになっているのですけれども、もし分かれば、この部分だけ、大畑町のこの1つだけがこれに載っているのですが、もし分かれば教えていただきたい。分からなければ結構なのですけれども。

○議長(富岡幸夫) 危機管理監。

○総務部危機管理監(畑山勝利) 大畑町につきましては、ホームページのほうに載っております、今ちょっとここではすぐ回答はできませんが、青森県のホームページのほうに記載されております。

○議長(富岡幸夫) 19番。

○19番(佐賀英生) 分かりました。見ていない私が悪いので。場所まで載っているということですよ。載っているのだけれども、かなり広くて。後で見えておきます。分かりました。

次に、2番目のパブリックリレーションズの件なのですけれども、1度行われていると。ただ市長、平成17年から19年ですよ、行われているというの。もうカビ生えてしまっていますよ、十何年もたっているのですから。

新たに追加になった部分ということで説明するという方向なのですけれども、よくホームページは、今いみじくもありがとうございます、危機管理監が言ったホームページに載っています。やっています。冊子を出しています。確かに出していますよね。ただ、現実問題として、多分見ていない方のほうが多い。それは、見ていないほうが

悪いと言ってしまえばそれまでなのですが、もうちょっと広くその地域に絞って教えてあげるとか。

ましてや、今ここは、台風10号がかわしてくれたから、いい場所です、下北なんて大変いいところだと思っています。今こんなに雨が降っていると、地面が乾く暇がなくて、物すごい土砂崩れだとか、そういうのが起きやすい状況になっているのを鑑みれば、やはりもう少し力を入れて、新しくこうなりましたよ。これは、県が決定してからで結構なのですけれども、そういうもので広く告知をしていくと。全部ということは、これできません。やっているのはよく分かります。ただ、受ける側がやっぱりこれぬるいものですから、どうしてもそれを少し、政治家みたいに丁寧にとか、そういう安くさい言葉は使いませんので、がつりとやっていただきたいと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○議長(富岡幸夫) 危機管理監。

○総務部危機管理監(畑山勝利) お答えいたします。

まず、災害というものは、今議員がおっしゃったとおり、危険箇所に含まれているとか、いないとか、そういうものはもう既に想定外といいますか、どこで何があっても不思議がないような時代でございます。ですので、市といたしましては地域を特に限定することなく、全市民に対して様々な災害に関する注意喚起を今後行っていきたいと考えております。

まず、今すぐできることとしては、今現在お住まいの地域、また通勤通学路、また職場などの危険箇所等、考えられる災害などをいま一度確認していただいて、その上むつ市の防災マップをぜひ見ていただく。また、それに併せて、様々な形で市といたしましても広報を考えていきたいと存じますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 19番。

○19番（佐賀英生） そうですね、広く皆さんに告知していただきたいと。最近物すごくクレームが多いのが、全然防災無線が聞こえないと、どうなっているのだと、何かやっているのかと。話ちょっとずれるのですけれども、当初の説明では、聞こえやすいのに、全然聞こえなくて、鐘も、何時も分からないと。時間感覚がなくなったというクレームが大変多くて、本当に何かあったときに防災無線大丈夫かなというの、今独り言としてありますので、そこも含めて、それを置いておいて、皆さんに告知をしていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それと、さっきの私有地、市有地、これは前にも聞いたのですけれども、同じ答弁でした。ただ、今までの中で、これないとは思っているのですけれども、個人の私有地で、事故が起きたときなどは多分物すごい補償だと思うのです。今まで大なり小なり、そういう事件に遭遇したことはありますか。なければ結構なのですけれども、内容だけちょっと教えていただきたいのですけれども。

○議長（富岡幸夫） 危機管理監。

○総務部危機管理監（畑山勝利） お答えいたします。

ただいまのご質問でございますが、ちょっと資料がございませんので、過去の事例等についてはお答えできかねます。

以上です。

○議長（富岡幸夫） 19番。

○19番（佐賀英生） 分かりました。なるべくでしたらないように、先般のいつでしたか、ああいう事件もありますし、業者側のあれはちょっと特殊な例かもしれませんが、あり得れば、本当に補償できないと。補償できないだけならいいのですけれども、そこで人命が失われることが一番大きな事件だと思っておりますので、そういうところも

気をつけて、よくよく注意して、個人の土地ですから、直す直さないというのは自由ですけれども、本当に危険だと、そういう注意喚起をしていただきたいと思っております。

次に、公共事業の部分なのですけれども、いろいろと大変な部分があるのですけれども、先ほどどこかの例ではないのですけれども、ちょっと柔軟性を持ったりとか、時間を持って工事にかかるということなのですけれども、それはそれでよしです。

僕も長いこと議員やらせてもらっているのですけれども、こんなにあまり応札がないとかという案件を聞いたことがなかったものですから、後学のために教えていただきたいのですけれども、例えば何年と区切った事業がありますよね、5年でやるとか云々とか。それで、補助金とか交付金を交付税とかでもらっているのが、予定の任期、例えば5年と決めたとしたら、それを終わった場合は、その交付金というのはなくなるのでしょうか。その点をちょっと教えていただきたいのですけれども。

○議長（富岡幸夫） 建設技術部長。

○建設技術部長（小笠原洋一） お答えいたします。

補助金の繰越し承認の件ということであったと思いますけれども、補助元によって、各省庁によって財源は違いますけれども、例えば国土交通省であれば、5年事業であれば1年間、承認さえいただければ1年間の繰越しを実施できると、そういうふうな状況になっております。

以上です。

○議長（富岡幸夫） 19番。

○19番（佐賀英生） 1年間、それは申告によって1年なのか、2年なのか、それはいろいろあるということで理解してよろしいですよ。

ついでといたしますか、そうなるということは、新しい、金額も多分、今の状況からいきますと、

鋼材費だとか、人件費だとか上がってくるわけです。そうすると、当然金額は上がりますよね。そういうものというのは、新たにそれも含めた申請の仕方ができるのでしょうか、それとも最初に言った金額とかそういうのになって進めていくのでしょうか。それもちょうと教えていただきたいのですけれども。

○議長（富岡幸夫） 建設技術部長。

○建設技術部長（小笠原洋一） お答えいたします。

恐らくそういう物価の上昇等に対応したという意味では、長期計画、5か年計画の中ではある程度の全体事業計画は、一度申請の段階で計画立てはします。その中で、要は長期にわたった場合に物価の上昇等がある場合は、再申請、再交付申請等々で補助元のほうとの協議の上で、承認されれば増額もあり得ますし、そういう形で事務処理をしている状況でございます。

以上です。

○議長（富岡幸夫） これで佐賀英生議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため午後1時10分まで休憩いたします。

午前 1 1 時 5 5 分 休憩

午後 1 時 1 0 分 再開

○議長（富岡幸夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎櫻田秀夫議員

○議長（富岡幸夫） 次は、櫻田秀夫議員の登壇を求めます。6番櫻田秀夫議員。

（6番 櫻田秀夫議員登壇）

○6番（櫻田秀夫） こんにちは。公明党、公明・自由会派の櫻田秀夫でございます。むつ市議会第261回定例会に当たり、一般質問させていただきます。

ます。市長並びに理事者の皆様におかれましては、誠意ある答弁をよろしくお願いいたします。

質問1、観光振興についてお伺いいたします。

その前に、今回青森県内初となる日本ジオパーク全国大会が行われ、全国各地からジオパーク関係者700人以上が参加、下北で初となる全国規模の大会となりました。下北5市町村の小・中学校と高校29校の児童・生徒が自分たちで調べた地元の魅力や環境問題について紹介、中でも、ある小学校の生徒が発表後、参加者からの質問に対して困惑する場面があり、引率していた先生にそっとサポートしてもらい、緊張しながら一生懸命答えるというほほ笑ましい場面があり、ほっこりいたしました。

さて、今大会に参加された県内外の方々がむつ下北の魅力を大いに体感するきっかけになったことは間違いないと確信しております。

それでは、当市の観光振興の現状と課題について、順次質問させていただきます。

まず、観光振興について、1点目、新型コロナ前後の観光客数について。2019年と2023年のむつ市への観光客数、また観光客が最も多い時期について、そしてむつ市で最も多く観光客が訪れる場所の上位3か所についてお伺いいたします。

2点目、インバウンド対応について。海外からの観光客に対する対応策について、具体的な当市の取組をお知らせください。また、海外旅行者のマナー向上のための施策について、どのように周知していくのかお聞かせください。

3点目、観光スポットのPR戦略について。むつ市が国内外へ観光誘客を促進するために行っている具体的な取組について、また7月26日にアゲハ夜景が世界夜景遺産国内第1号登録により、今後期待されることとは何かお伺いいたします。

質問2項目め、ごみ出し支援事業についてお伺いいたします。内閣府によると、国内で65歳以上

の人口に占める独り暮らしの割合は男女ともに増加傾向にある、2015年には男性13.3%、女性21.1%、将来65歳以上人口に占める独り暮らしの割合は、男女ともに2割を超えると推計され、2040年には男性20.8%、女性24.5%とさらに増加の推移を見越しております。

環境省は、高齢化の進展等を背景に、ごみ出し困難な状況にある世帯が必要な支援を受けられないケースが増加していることを受けて、国として各地方公共団体によるごみ出し支援の取組を後押しするため、令和元年度特別交付税3月分の新規項目として、高齢者等世帯に対するごみ出し支援が創設、環境省は高齢社会に対応したごみ出し支援事業の試行・実証を全国で実施し、令和3年1月現在、全国で34.8%の地方公共団体で高齢者ごみ出し支援制度の導入を行っているとのこと。当市においても、令和元年12月から令和2年1月の2か月間試験実証を行いました。

そこで、質問の1点目、その対象世帯はどのように選ばれたのか。公募による選定だったのか。また、市長の8月定例記者会見後、現在までの受付状況は、地区別で何名の応募があったのか。また、本事業について、この事業のニーズを求める世帯に対して、どのように周知していくのかお伺いいたします。

質問3項目め、感染症対策についてお伺いいたします。2022年の総務省統計局の報告によりますと、65歳を超えると肺炎による死亡率は急激に上昇し、肺炎による死亡者の98%が65歳以上の高齢者であるとの数字が示されております。まさに肺炎は、高齢者の大きなリスクと言わざるを得ません。

肺炎で亡くなる人は、国内では年間約7万人と推計されており、長く死因の第4位だった肺炎が、2011年には、がん、心臓病に次いで第3位となり、現在でも第6位の誤嚥性肺炎と合わせると、老衰

を抜いて第3位を維持しています。

さらに2017年、老衰とされている人の終末期の肺炎では、抗菌薬等の強力な治療は控えるとの新たなガイドラインが出され、老衰により死亡した際には、肺炎死亡ではなく、老衰死亡と捉える動きが増えてきており、老衰死亡は実際には肺炎による死亡が多いとも言われております。

こうしたことを考えると、今後の超高齢化社会を迎えるに当たり、肺炎に対する対策はより一層重要になってくるのではないかと考えます。

そこで、質問の1点目、むつ市における2017年以前、それと2018年以降の肺炎死亡数の推移を踏まえ、今後の見込みをどのように捉えているのでしょうか、ご所見をお伺いいたします。

高齢者の場合、慢性の心臓疾患や呼吸器疾患、腎不全、肝機能障がい、糖尿病などの基礎疾患を持っている方が多いため、免疫力の低下から肺炎などの感染症に偏りやすく、偏ると重症化しやすいのが現状です。入院治療も必要になり、退院できても介護が必要になり、介護度も上がることも多くなるため、医療費はもちろん、家族や介護施設、人手不足の介護人材にも負担が増えると言われます。

たとえ基礎疾患がなく元気に過ごしていたとしても、安心はできません。特に75歳以上の後期高齢者は、肺炎をきっかけに体力が低下し、介護が必要になることもあり、亡くなることもあります。社会保障費が増加の一途をたどる中、高齢者の肺炎による医療費や介護への影響も大きく問題だと思われれます。そのため、国をはじめ地方自治体では、積極的に高齢者の肺炎予防に取り組んでおり、2014年からは、主に65歳以上の高齢者を対象に、肺炎球菌ワクチンの定期接種化に伴い公費助成がスタートし、インフルエンザ、新型コロナの予防接種も公費助成がされております。

質問2点目、むつ市における65歳以上の高齢者

への肺炎球菌ワクチン、インフルエンザワクチン、新型コロナウイルスの各ワクチンの公費助成の内容と、過去3か年の接種状況をお伺いいたします。

肺炎を引き起こすウイルス感染症として今注意喚起されているのがRSV、いわゆるRSウイルス感染症です。RSウイルス感染症というのは、呼吸器合胞体ウイルス感染症の略で、風邪様症状を伴う呼吸器感染症として知られております。2歳までにほぼ100%の人がRSウイルスに感染すると言われており、生涯を通じて繰り返し感染する可能性があります。加齢や基礎疾患などで免疫力が落ちた高齢者が感染すると、重症化して肺炎になるリスクが高まるとされております。

日本では、感染症発生動向調査の小児科定点把握の5類感染症として、毎週全国約3,000か所の小児科定点医療機関から発生者数が報告され、小児におけるその発生動向は把握されておりますが、18歳以上の成人、65歳以上の高齢者での発生動向については、そのような調査がございません。

しかし、日本の医療機関における調査報告では、小児での発生動向と18歳以上の成人、65歳以上の高齢者での発生動向とは連動しているという報告もあり、小児でRSウイルス感染症が蔓延している時期には、成人、高齢者においても、そのウイルス感染重症化のリスクにさらされていると考えられます。

特に高齢者の場合、感染症発症後の重症化、死亡、退院後の自立生活、介護にも大きな影響を及ぼすことも知られております。ぜひ乳幼児における感染症対策と併せて周囲の成人、高齢者における感染症対策についてもご検討をよろしくお願い致します。

日本全体における成人、高齢者における発症状況については、毎年60歳以上の成人、高齢者において約70万人がRSウイルスに感染、発症し、そのうち約6万3,000人が入院、約4,500人が死亡し

ていると推計されています。つまり感染症を発症した方の約10人に1人が入院し、入院した方の約15人に1人が亡くなっている状況です。

また、このRSウイルス感染症は、現在多くの方が予防接種をしているインフルエンザと比べると、その重症化のリスクは、実はインフルエンザと同等もしくはそれ以上とされています。特に肺炎を引き起こすリスクはRSウイルスのほうが高く、しかも入院期間も長くなるとの報告もあります。

また、RSウイルスは、飛沫感染や接触感染で広がるため、病院や介護施設など、抵抗力の落ちた高齢者が多く、閉鎖された空間では、集団感染のリスクが高まると言われます。

2018年に高知県で発生した介護療養型老人保健施設でのRSウイルス集団感染では、31人が感染し、そのうち4人が亡くなるという事例がありました。しかしながら、RSウイルス感染症について知っている人は非常に少ないというのが現状ではないでしょうか。

今まで18歳以上の成人、65歳以上の高齢者におけるRSウイルス感染症は、インフルエンザや新型コロナウイルスのように感染を予防するワクチンや、感染したとしても治療薬がないことから、病院、クリニックで検査されないことも多く、RSウイルスに感染していることはほとんど知られていません。

集団感染のようなことが起きない限り、疾患の認知がされないのが現状であり、適切な診断の機会も少なく、肺炎に至る原因感染症としては見逃されてきたウイルス感染症と言っても過言ではありません。そのため、厚生労働省では、医療ニーズと疾病負荷等から、開発優先度の高いワクチンとして、RSウイルスワクチンを位置づけ、内閣官房のワクチン開発・生産体制強化戦略としても重点感染症として開発を支援すべきワクチンと

して位置づけされておりました。

そして昨年、そのような状況において、既に報道などで取り上げていますが、令和5年9月に世界初の成人、高齢者向けのRSウイルスワクチンが日本でも承認され、令和6年1月15日から接種可能となっています。

感染予防という選択肢ができた今、まずは疾患について考えていただくために、疾患認知が必要だと考えます。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（富岡幸夫） 市長。

（山本知也市長登壇）

○市長（山本知也） 櫻田議員のご質問にお答えいたします。

まず、観光振興についてのご質問につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

次に、ごみ出し支援事業についてのご質問についてであります。私からは8月の市長定例記者会見後から現在までの受付状況と周知方法についてお答えいたします。

8月1日の市長記者会見後からの受付状況ですが、8月31日現在、むつ地区6世帯、大畑地区4世帯、川内地区及び脇野沢地区においては申請がなく、計10世帯となっており、明日9月5日から第1回目の収集が開始となります。

また、周知方法につきましては、広報むつ9月号に掲載したほか、市ホームページや市公式LINE等のSNS、市公式アプリ「むちゅば」及びむつ市ごみ収集アプリへの掲載、エフエムアジュールによる1日2回の広報、中央公民館や図書館等へのチラシ設置、各福祉事務所への事業案内のお知らせ、個別地域ケア会議においてケアマネジャーへの説明を行っており、今後も随時広報に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ごみ出し支援モデル事業の事業実施世帯

の選定方法と地区別の世帯数について及び感染症対策についてのご質問につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

○議長（富岡幸夫） 産業政策部長。

○産業政策部長（伊藤大治郎） 観光振興についてのご質問の1点目、本市における観光客数についてお答えいたします。

まず、新型コロナ前と新型コロナ後の本市来客数についてであります。青森県観光入込客統計によりますと、新型コロナ前の令和元年が82万5,055人、令和5年が86万6,587人となっており、比較して約4万人の増加となっております。

次に、観光客が最も多い時期についてであります。令和5年は10月、8月、5月の順に多くなっており、例年同様の傾向となっております。

次に、むつ市で最も多く観光客が訪れた場所については、令和5年は恐山が約22万5,000人、薬研地区が約7万7,000人、川内地区が約5万5,000人となっております。

次に、ご質問の2点目、インバウンド対応についてお答えいたします。まず、海外旅行者への対応についてであります。一般社団法人しもきたTAB Iあしすと連携し、翻訳機能を活用したホームページの多言語対応や、インバウンドに対応したコンテンツの開発、紹介など情報発信力を強化するとともに、現地を訪れた方々への対応として、下北観光案内所などで、日本政府観光局より外国人観光案内所として認定を受けるなど、観光案内機能の向上に努めております。

次に、観光旅行者のマナー対応についてであります。ニュースなどで報じられている外国人観光客のマナー違反によるトラブルは、主にインバウンドの回復によって生じたオーバーツーリズムに起因するものと認識しております。本市におきましては、現状外国人の観光客数がそれほど多くないことから、マナー違反によるトラブルは顕著

化しておりません。

市といたしましては、これまで以上にインバウンド誘客に力を入れて取り組むこととしており、令和3年度からシンガポール国立大学と連携して実施してまいりましたAomori Global Advance Projectにおける取組から造成されたインバウンドツアーが10月に実施される予定となっております。

また、同じく10月には、アメリカロサンゼルス市におきまして、現地の関係機関、旅行会社、レストラン関係者、メディアなどの皆様に対する市長トップセールスの実施を計画しております。これらの取組を通じ、むつ市の魅力を世界に発信するとともに、海外からの観光客誘致を進め、市内経済の活性化に努めてまいります。

次に、ご質問の3点目、観光スポットPRについてお答えいたします。まず、国内外からの観光誘客の市の取組についてであります。魅力的な観光コンテンツの開発や情報発信の強化に加え、国内外で開催される商談会や旅行博への出展などを通じて積極的に誘致に努めております。

また、世界夜景遺産第1号登録で今後期待されることについてであります。世界というネームバリューを生かし、強力な誘客コンテンツに磨き上げることで、訴求力が高まることを期待しております。

来年4月には、しもきたTAB Iあしすとをはじめとしたむつ下北地域の関係団体が合併し、下北ツーリズムが誕生する予定となっており、地域内の観光、物産を推進する体制がさらに強化され、今後も観光による稼ぎの創出につながるよう、地域一丸となって事業を展開してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 市民生活部長。

○市民生活部長（石橋秀治） ごみ出し支援事業についてのご質問にお答えいたします。

令和元年度に実施いたしましたモデル事業の実施世帯の選定につきましては、支援が必要な高齢者を在宅介護支援センター及び地域包括支援センターに対し推薦を依頼し、選定した世帯であります。地区別では、むつ地区13世帯、川内地区8世帯、大畑地区4世帯、脇野沢地区5世帯の計30世帯を選定しております。

○議長（富岡幸夫） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（斉藤洋一） 感染症対策についてのご質問の1点目、高齢者の肺炎予防についてお答えいたします。

当市における肺炎による死亡数は、青森県保健統計年報によりますと、平成29年97名、平成30年85名、令和元年85名、令和2年54名、令和3年55名、令和4年58名となっておりますが、年齢別の内訳は示されておられません。

また、今後の見込みをどのように捉えているのかにつきましては、令和2年3月策定のむつ市人口ビジョン改定版によりますと、2015年と比較して、65歳以上の人口は2045年には約1,000人増加すると推計されますことから、肺炎による死亡数も、これに伴い増加していくものと考えております。

次に、ご質問の2点目、当市における高齢者への肺炎球菌ワクチン、インフルエンザワクチン、新型コロナワクチンのそれぞれの公費助成の内容と接種状況についてお答えいたします。

まず、肺炎球菌ワクチンの接種につきましては、令和5年度までは、経過措置により65歳のほかに70歳、75歳、80歳、85歳及び90歳、95歳、100歳の方を対象としており、令和6年度からは65歳の方と、60歳から64歳までで、心臓、腎臓、呼吸器の機能に特定の障がいをお持ちの方などを対象としており、生活保護世帯及び市民税非課税世帯の方は全額助成、それ以外の方は接種費用から自己負担分の3,000円を控除した金額を助成しており

ます。

接種状況は、令和3年度が接種者553名で、接種率が26.1%、令和4年度は502名で、接種率が21.8%、令和5年度は657名で、接種率が27%となっております。

次に、インフルエンザワクチンの接種につきましては、65歳以上の方と60歳から64歳までで、心臓、腎臓、呼吸器の機能に特定の障がいをお持ちの方などを対象としており、生活保護世帯及び市民税非課税世帯の方は接種費用から自己負担分の800円を控除した金額を、それ以外の方は接種費用から自己負担分の1,800円を控除した金額を助成しております。

接種状況は、令和3年度が接種者1万1,692名で、接種率は62.2%、令和4年度は1万1,954名で、接種率が63.2%、令和5年度は1万1,649名で、接種率が61.4%となっております。

次に、新型コロナワクチンの接種につきましては、令和6年度から新たに定期接種に追加され、対象はインフルエンザワクチン接種と同様となっており、生活保護世帯及び市民税非課税世帯の方は全額助成、それ以外の方は接種費用から自己負担分の5,000円を控除した金額を助成することとしております。

接種状況は、令和3年度が接種者1万5,772名で、接種率が91.0%、令和4年度は1万5,010名で、接種率が84.2%、令和5年度は1万2,577名で、接種率が68.0%となっております。

○議長（富岡幸夫） 6番。

○6番（櫻田秀夫） ご丁寧な答弁ありがとうございます。それでは、順次再質問させていただきます。

まず、観光振興のインバウンド対応についてなのですが、今後の計画をお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 産業政策部長。

○産業政策部長（伊藤大治郎） お答えいたします。

現在市では、観光アプリによる情報発信の実証実験を進めております。これは、市内を訪れる観光客の皆様を対象に、スマートフォンから観光情報を提供するものでありますが、そのコンテンツとして観光スポットなどを紹介する動画を掲載しており、英語字幕をつけることで、海外からの観光客の皆様にもご視聴いただけるようにしております。

現在は多くの観光客の皆様がスマートフォンやインターネットから情報を入手しているものと思われまことから、デジタル技術を生かした取組は有効であると認識しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 6番。

○6番（櫻田秀夫） ありがとうございます。先ほどの答弁で、外国人のマナー、観光客のマナーということで、ちょっとマナーというよりも、観光に来客する数が少ないので、そういうオーバーツーリズムの対象はないということがありました。それにちなんで、SNSの発信というのが、今全国、世界ですごくニーズがあるのですが、SNSを活用した観光スポットのPRについて、むつ市で公式のインスタグラムを始めましたけれども、このフォロワー数というのをちょっとお聞かせください。

○議長（富岡幸夫） 産業政策部長。

○産業政策部長（伊藤大治郎） お答えいたします。

むつ市公式インスタグラムのフォロワー数は、本年8月27日現在、1,234人となっております。

（不規則発言あり）

○産業政策部長（伊藤大治郎） 聞き取りにくかったようですので、もう一度申し上げます。

8月27日現在で1,234人となっております。

○議長（富岡幸夫） 6番。

○6番（櫻田秀夫） これ1か月たっていないのに、すごく多いですね。

次は、もう一つ、今インスタグラムもそうなの
ですけれども、T i k T o k というのが1分動画
ですごくはやっていまして、この1分動画のよう
に、観光スポット情報なんかをショートにまとめ
て発信するとか、またSNSを活用した新たな情
報発信を市として実施したらどうなのかなという
ことでお伺いしたいのですけれども。

○議長（富岡幸夫） 産業政策部長。

○産業政策部長（伊藤大治郎） お答えいたします。

SNSを活用した新たな情報発信につきましては、
今後も社会の動向や観光客のニーズを注視し、
効果的な手法を研究してまいりたいと考えており
ます。

また、先ほどの答弁の繰り返しになりますけれ
ども、観光アプリのほうは動画を視聴できるよう
になっておりますので、今後も対応のほうは検討
してまいりたいと思いますので、ご理解賜りたい
と思います。

○議長（富岡幸夫） 6番。

○6番（櫻田秀夫） ありがとうございます。その
動向を見て、ぜひ検討していただきたいと思
います。

今後経済等変動の激しい時代、環境変化がある
かと思うのですが、その時代に合わせて、その時
代時代で価値観や考え方というのは違うと思うの
ですけれども、それに合わせて、また状況に合わ
せた対応をしていただきたいと思えます。

また、新型コロナ禍に、むつ市で修学旅行の誘
致として県内の修学旅行生が来たという経緯がご
ざいますけれども、一般の観光客もそうなの
ですが、こういった今回のジオパークもそうなの
ですけれども、学生の教育分野につながるころも
あるのですが、そういうところで誘致という部分
でも検討していただきたいと考えておりますの
で、よろしく願いいたします。

では、観光振興については終わります。

続きまして、ごみ出し支援についての再質問を
させていただきます。まず、今後も高齢化が進む
につれて支援者が増加するものと考えますが、予
想される課題と、その対策についてお伺いたし
ます。

○議長（富岡幸夫） 市民生活部長。

○市民生活部長（石橋秀治） お答えいたします。

ごみ出し支援事業についての課題と対策につ
いてでございますが、明日9月5日から5世帯で戸
別収集を開始するところでございます。高齢化の
進展により、今後さらに支援を必要とする方が増
えてくるものと考えておりますので、戸別収集を
必要とする全ての方が支援を受けられますよう、
しっかりと周知を図ってまいりたいと考えており
ます。

また、事業を進めていく上で、これから課題が
見えてくるものと考えますことから、実施方法の
見直し等、適切に対応してまいりたいと考えてお
りますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 6番。

○6番（櫻田秀夫） ありがとうございます。実際
の高齢者の中には、そのニーズがあっても他人の
世話になりたくないとか、できる限り避けたい、
また体が動くうちは自分でごみを出したいとい
う方も、中にはそう考えている方もいらっしゃ
います。ニーズ調査などの際に、制度は必要ないと
回答する高齢者も少なくないのですけれども、今
その質問をさせていただいたのは、要支援を受け
る独り暮らしの方からご相談をいただきまして、
自宅からごみステーションまでの距離が離れて
おり、手押し車ありますよね、この手押し車で、
ごみを捨てるために1時間かけてごみ出しをして
いるという方がいらっしゃいました。これはちょ
とどうなのかなと思ひまして、早速現場に行き
まして、状況を確認させていただきました。要介護
支援という部分では、そういう対象ではないので

すが、要支援の部分でも、やっぱりその年齢と体の状況に合わせた対応が必要ではないかなと思います。

窓口に行ったら、対象外ということで受け付けてもらえなかったという経緯もございますので、何とかこういう方がいらっしゃいましたら、まずは受付の段階でしっかりと話を、受け答えを丁寧にさせていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。ごみ出し支援については、以上です。

続きまして、感染症対策について再質問させていただきます。むつ市における肺炎予防の一環として、インフルエンザ、新型コロナ、肺炎球菌とともにRSウイルス感染症についても疾患の周知と、18歳以上の成人、また65歳以上の高齢者における感染予防への注意喚起をぜひ行っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか、お伺いします。

○議長（富岡幸夫） 健康づくり推進監。

○健康づくり推進監（畑中美雅） お答えいたします。

インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、肺炎球菌感染症につきましては、これまでも疾患の周知や感染予防への注意喚起に努めてまいったところでございますが、RSウイルス感染症につきましても、感染拡大の防止を図るため、市ホームページ等を通じまして、積極的な注意喚起に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） 6番。

○6番（櫻田秀夫） ありがとうございます。ぜひ丁寧な注意喚起をよろしくお願いいたします。

続きまして、RSウイルスは、国としても重点感染症として位置づけ、開発優先度が高いワクチンとなります。接種費用について半額程度、もしくは一部公費助成の検討をしていただきたいと思

いますが、いかがでしょうか、お伺いします。

○議長（富岡幸夫） 健康づくり推進監。

○健康づくり推進監（畑中美雅） 接種費用の助成につきましては、予防接種事業全体のバランスや、対象となる方の費用負担等を総合的に勘案して調査研究してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 6番。

○6番（櫻田秀夫） 世の中の状況というのがすごく重要になってくるかと思っておりますので、前向きな調査研究、よろしく願いいたします。

最後に、最近風邪様症状で検査をしても、インフルエンザでもなく、新型コロナでもないということで、診断をされて安心をしたものの、なかなかよくなるという声を聞きます。もしかしたら、そのようなケースの中にインフルエンザのように重症化のリスクが高いこのRSウイルス感染症のリスクにさらされている方もいるかもということでございます。

肺炎を引き起こす原因ウイルスから地域住民、特に高齢者を守り、健康寿命を延ばすことは大変大切なことであり、それが新しいワクチンのできるのであれば、当市においても積極的に取り組む価値のある政策だと考えますので、ぜひ前向きな検討をお願いいたしまして、私の一般質問とさせていただきます。

○議長（富岡幸夫） これで、櫻田秀夫議員の質問を終わります。

ここで、午後2時まで暫時休憩いたします。

午後 1時48分 休憩

午後 2時00分 再開

○議長（富岡幸夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎工藤祥子議員

○議長（富岡幸夫） 次は、工藤祥子議員の登壇を求めます。4番工藤祥子議員。

（4番 工藤祥子議員登壇）

○4番（工藤祥子） 日本共産党の工藤祥子です。むつ市議会第261回定例会において一般質問を行います。

第1の質問は、森林譲与税についてです。森林環境税、森林環境譲与税が創設され、今年度から国税として森林環境税が市民に課税されます。これまで復興特別住民税が個人住民税均等割の枠組みを用いて1人年額1,000円を徴収し、森林整備及びその促進に関する費用として地方自治体に森林環境譲与税の名で譲与されます。配分の基準は、森林面積、林業就業者数、人口を基に配分額が決まります。

今年の春の法改正で、人口分を25%に下げ、山間部への配分を手厚くしました。金額の上位に大都市が目立つことによる修正とされています。

昨年の3月定例会でも質問しましたが、日本の森林は木材の輸入自由化で木材価格が下落し、林業経営が成り立たず、整備されない森林が増え続けています。同様な影響下にあるむつ市の林業に、今後どのような影響があるのかという思いで引き続き質問しました。

次の4点について質問します。脇野沢地区での調査を行っての主な傾向、課題について、できれば所有者不明、境界困難な事例、また林業経営者に委託するケース、市が管理するケース等をお知らせください。

2つ目は、今年度の計画予定についてです。

3番目は、森林環境譲与税の用途全体についてもお知らせください。

また、一步ですが、目指そうとする持続的な森林管理の見通しにつながる森林整備担い手育成確保の課題解決が幾らか見えてきたのかお聞きしま

す。

第2の質問について、デジタル防災行政無線の整備についてです。7月末に配布された広報むつに「新たなデジタル防災行政無線による放送に切り替わります」と書いてはありましたが、8月5日以後、地区会から地元住民への連絡ができず、地区会長が各家に電話で連絡した等混乱があったと聞きました。お盆の行事の準備がたくさんあるからです。担当課に聞いたところ、令和4年に説明し、資料も渡してあると言いますが、「周知不足だ」という住民の声を多数聞きました。

そこで1つ目は、アナログ防災行政無線の撤去によって影響を受ける地区の範囲についてお聞きします。

2つ目は、広報むつ9月号を見た住民から、熊の目撃も行方不明者の放送も使えないのはあまりに不便だという声を聞いています。各町内会、地区会から地元住民への様々な情報を伝える、このようなこれまでと同様な無線にしてほしいという声がたくさん出ています。これに対してどのようなお考えなのかお聞きします。

また、3つ目として、かつて使用していた有線放送、聞こえが悪いですが、この有線放送について、地元の受益者負担と聞き、返還するとしたが、令和9年まで使用してもいいとの説明もある、明確な説明が欲しいという声がありますので、お聞きしたいと思います。

そして4つ目は、むつ市スマホデビュー応援補助金の利用率はどのくらいかについてもお聞きします。

第3の質問として、生活保護制度についてです。国が2013年から2015年に生活保護基準を引き下げたことは、違憲、違法だとして各地で生活保護利用者が国等を相手に引下げ処分取消しを求めて訴訟を起こしています。生存権裁判とも呼ばれていますが、今年6月に東京地方裁判所で基準引下げ

違法とした地裁での原告勝利は、全国17件目です。

全国29地裁で提起された同種の訴訟では、17件が勝利し、この勝利の中に青森も含まれています。生活保護制度の基準は、年金、税金、税額、社会保障など47の制度の目安となって国民生活を下支えしています。

国が決めた国民の健康で文化的な生活第25条を暮らしの中で生かし、実現させることを目指して、引き続き支援していきたいと思えます。

次の点についてお聞きします。

1つは、むつ市の生活保護申請数についてです。

2つ目は、制度の周知のために、ポスター作成や分かりやすいチラシ配布等をすべきと考えますが、お考えをお聞きします。

3つ目は、住民の立場に立ち、生活保護制度を含む地域福祉の推進のために頑張る民生委員・児童委員の成り手不足があると聞いていますが、むつ市の状況と、県内市部の状況についてお知らせください。

以上です。

○議長（富岡幸夫） 市長、ちょっとお待ちください。

ただいまの質問でありますけれども、手元にある通告の内容と若干違うようなところもあって、市長、理事者側には、もとの通告で答弁していただけだと思いますが、答えられる範囲でお願いします。市長。

（山本知也市長登壇）

○市長（山本知也） 工藤議員のご質問に、通告に従いましてお答えをさせていただきます。

まず、森林環境譲与税についてのご質問の1点目、これまでの取組状況についてお答えいたします。当市における森林環境譲与税の用途の主な事業といたしましては、手入れの行き届いていない私有林について、森林所有者に対し、市へ森林経営を委託する意向の有無を確認し、委託を希望し

た場合は、市等で森林整備を実施する森林経営管理事業、民間事業者等が行う森林整備事業に対し、国や県が交付する補助金に市が上乗せする豊かな森づくり補助金を実施しております。

実績といたしまして、令和4年度から実施している豊かな森づくり補助金については、補助金を交付した森林整備の面積は、令和4年度が167ヘクタール、令和5年度が221ヘクタールとなっております。

そのほかにも市有林で実施される植樹祭の準備費用や下北駅前広場や都市公園等にむつ市の木であるヒバを活用してベンチを設置するみどりと景観創造事業、令和6年度の新たな事業としましては、キッズパーク、ムチュ☆らんどへの木製の遊具の整備を進めており、森林整備や木材の利用及び森林林業の普及啓発等の様々な事業に活用しております。

次に、ご質問の2点目、持続的な森林管理の見通しについてお答えいたします。現在の森林管理の課題といたしましては、木材価格の低迷や森林を管理する後継者の不足、現状を把握しないまま森林を相続する等の理由で、手入れの行き届いていない森林が増えていることや、青森県において森林の再造林率が伐採した面積の3割程度と低迷していること等となっております。

こうした状況から、森林経営管理事業や豊かな森づくり補助金等を通じ、手入れの行き届いていない森林の整備を進めており、再造林率の向上については、森林整備に対する国や県の補助金に上乗せして補助金を交付し、森林所有者の経済的な負担を軽減することにより、森林整備の拡大を図っております。

また、植樹祭や公共施設における木材利用等により、市民の皆様の森林や木材への関心を醸成するための取組も行っております。

今後も継続して効果的な事業を検討、実施する

ことで、持続的な森林環境の保全に努めてまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、デジタル防災行政無線の整備についてのご質問及び生活保護制度についてのご質問につきましては、それぞれ危機管理監、デジタル行政推進監及び担当部長からの答弁とさせていただきます。

○議長（富岡幸夫） 危機管理監。

○総務部危機管理監（畑山勝利） デジタル行政無線の整備についてのご質問の1点目及び2点目につきましては関連がございますので、一括してお答えさせていただきます。

デジタル防災行政無線の整備に関する事業は、令和元年に本計画の策定を開始し、市内各地の沿岸部を中心としたエリアに整備することといたしまして、これまで令和3年3月に議員の皆様へ向けた説明会、令和4年7月に町内会長の皆様へ向けた説明会、そして令和5年11月にスマイル・トークリレー「FLAT」において、再度町内会長の皆様には説明会を実施いたしまして、関係各位のご理解をいただきながら進めてまいりました。

デジタル防災行政無線の運用につきましては、津波災害に特化したものとして整備する範囲が市内の沿岸部に限られますものの、防災情報の発信の在り方として、テレビ、ラジオ、スマートフォンやパソコンなどの情報端末機器の利用のほか、市や消防機関の広報車の運行によって多重化、多様化を図っておりますことから、災害対策上の支障はないものと考えております。

一方で、昨年度のスマイル・トークリレー「FLAT」などの機会を通じて、防災行政無線がアナログからデジタルの機器に更新されることに伴って、「町内会の放送ができなくなるのは困る」、「町内の放送をどう維持するのか」との声もいただいております。整備対象の地域の内外を問わず、防災行政無線放送の内容をご自身のスマートフォン

などで受信できる防災行政無線音声配信システムの導入を進めており、これにより町内会ごとによる連絡、お知らせの枠組みも整い、町内放送の代替手段となるコミュニケーションツールとして活用できることとなります。

このシステムは、今年12月からの運用開始に向けて整備が進められておりまして、併せて町内会の皆様にはシステムの操作説明も予定されており、円滑な活用に移行するよう取り組んでまいりたいと考えてございます。

なお、市民の皆様には、この新たなシステムに慣れていただく期間として、アナログ防災行政無線の一部を用いた従来の町内放送機器を令和9年度末まで使用できるものとしております。

お尋ねの防災行政無線の整備対象とならない地域の世帯数及び人数は、むつ地区で6,120世帯、1万774人、川内地区が664世帯、1,116人、大畑地区が1,067世帯、2,050人、脇野沢地区が192世帯、336人で、むつ市全体では8,043世帯、1万4,276人となっておりますが、防災情報伝達手段の多重化、多様化を図り、地域コミュニケーションの活動に支障がないよう対策を講じているところでございますので、ご理解賜りたいと存じます。

すみません。先ほど一部脇野沢地区のところでございますが、世帯としまして192世帯となっております。訂正、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（富岡幸夫） デジタル行政推進監。

○総務部デジタル行政推進監（藤島 純） デジタル防災行政無線の整備についてのご質問の3点目、代替となるスマホデビュー応援事業の利用状況についてのご質問にお答えします。

スマホデビュー応援補助金交付事業の概要についてであります。スマートフォンを所持していない65歳以上の市民にスマートフォンを所持してもらうことで、世代間のデジタル格差の解消を図

るとともに、スマートシティ推進の取組を促進するため今年度から開始した事業であります。

市内に住所を有する65歳以上の方でマイナンバーカードを所持し、令和7年2月末までにむつ市内の協力店舗でマイナンバーカードに対応したNFC近距離無線通信対応端末を購入及び回線契約をされた方などを対象としております。これまで一度もスマホやガラケーを持ったことがない方が初めてスマホを購入する場合は、最大3万2,000円を補助し、ガラケーからスマホに買い換える方には最大2万円を補助する内容となっております。

また、8月26日時点における利用実績であります。これまでに合計154名の方から補助金の申請を受け付けており、内訳といたしましては、新規契約の方が24人、ガラケーからスマホへの買換えの方が130人となっております。

以上です。

○議長（富岡幸夫） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（齊藤洋一） 生活保護制度についてのご質問の1点目、生活保護申請数についてお答えいたします。

当市における過去5年間の生活保護申請数につきましては、令和元年度は143件、令和2年度は115件、令和3年度は123件、令和4年度は137件、令和5年度は161件となっており、新型コロナウイルスが拡大した令和2年度には申請数が減少しましたが、その後は増加傾向にあります。

次に、ご質問の2点目、ポスター作成、チラシ配布などによる制度の周知についてであります。当市の取組といたしましては、全庁舎の窓口へ保護申請書及び保護のしおりを配置しているほか、市のホームページへの掲載、広報むつへの生活困窮者相談窓口の掲載など制度の周知を図っております。

ポスターの作成やチラシの配布等による制度の周知につきましては、今後他市の状況等を参考に

しながら研究してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の3点目、「つなぎ役」である民生委員・児童委員の成り手不足についてお答えいたします。まず、当市の現状についてであります。当市における民生委員・児童委員の定数は159名となっており、令和6年8月23日現在、140名の方が委嘱され、活動していただいております。充足率は88.1%となっております。

また、県内他市の状況についてであります。県内9市に聞き取り調査をしたところ、つがる市が充足率98.1%で最も高く、三沢市が83.1%で最も低くなっております。むつ市は三沢市の次に低い充足率であり、10市中9番目となっております。

○議長（富岡幸夫） 4番。

○4番（工藤祥子） そうですね、先ほど指摘を受けましたけれども、確かに私ヒアリングして勉強していく中で、問題意識が膨れ上がって、ちょっとオーバーしたかもしれません。本当におわび申し上げます。

それでは、森林環境税と森林環境譲与税についてということですが、前回は脇野沢の意向調査が始まっているということなので、私はこの意向調査、大畑に進んできているようだというところまで聞いているのですが、そういう単純なことをまず知りたいと思って質問しました。そのことについてはお答えしていただけるのでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 産業政策部長。

○産業政策部長（伊藤大治郎） お答えいたします。

意向調査ですけれども、脇野沢地区におきましては、令和元年度と令和4年度に実施しております。所有者650名、面積約232ヘクタールを対象に調査を行っております。

調査の回答者数は274名、42%の回収率で、そのうち、「市へ経営管理を委ねたい」と回答した

方は166名、面積は約75ヘクタール、「自分で管理する」と回答した方が34名で21.7ヘクタール、業者への委託を希望した方は5名いらっしゃいまして、1.3ヘクタールとなっております。

令和5年度は、「市へ経営管理を委ねたい」との回答があった約75ヘクタールを現地調査し、そのうち森林整備を進めるのに適している可能性が高い森林、約16ヘクタールというふうになっております。

次に、大畑地区では令和5年度に意向調査を実施しておりまして、所有者約800名、面積344ヘクタールを対象に調査を行っております。調査の回答数は399人、約50%の回収率で、そのうち「市へ経営管理を委ねたい」と回答した方は289名で、約147ヘクタールとなっております。そのほか、「自分で管理する」と回答した方が28名で約17ヘクタール、「業者への委託希望」と回答した方は9名で、約14ヘクタールとなっております。令和6年度も現地調査を一部で実施しております。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） 4番。

○4番（工藤祥子） そうすると、大畑はもうほぼ終わったということでしょうか。大畑地区も終わったという理解でいいのでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 産業政策部長。

○産業政策部長（伊藤大治郎） お答えいたします。

意向調査につきましては、大畑地区も終了しております。

○議長（富岡幸夫） 4番。

○4番（工藤祥子） そうすると、今後の計画についてお知らせください。

○議長（富岡幸夫） 産業政策部長。

○産業政策部長（伊藤大治郎） お答えいたします。

計画ということで、まず意向調査の後には、現地に赴いた現地調査というものと、集積計画を作成すると、そして森林整備に取りかかるといった

流れで進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） 4番。

○4番（工藤祥子） それでは、大ざっぱなことで質問いたします。

森林環境譲与税を使っただけの森林整備とか、林業で働く人たちの人材を増やすとか、国産材を利用するというを増やす、そういう機会を増やすという大きな3つの目的で行っているのですけれども、持続可能な森林整備、この林業の問題を解決するという、そういう方向性を目指す中での今のむつ市の事業を見て、大きな目的への課題と、そして見通しというものは、ある程度、今の時点ですけれども、言えることがありますでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 産業政策部長。

○産業政策部長（伊藤大治郎） お答えいたします。

まず、意向調査に関しましては、脇野沢地区と大畑地区が終了したというふうにお答えしておりますけれども、今後むつ地区、川内地区におきましても実施して進めてまいりたいというふうに考えております。

担い手不足に関しましては、むつ市の事業はございませんが、青森県のほうで、令和3年度から林業アカデミーというものを開講しておりまして、令和5年度までに3年間で25名の卒業生がいらっしゃるというふうに聞いております。卒業生の中には、令和5年度に1名の方がむつ市内に就職したという情報も聞いておりまして、令和6年度の受講生8名の中の1人もむつ市の出身の方だというふうに聞いております。

今後の課題ということではございますけれども、森林環境譲与税、森林整備以外にもいろんな目的で活用させていただいております。今後も、例えば令和5年でありまして林道の施設、大雨被害の復旧工事であるとか、令和4年でありまして

森林資源解析事業、令和3年でありますと愛宕山公園の遊歩道の改修など、いろいろな事業にこの森林環境税のほうを使わせていただいておりますので、今後も課題に沿った形で対応させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（富岡幸夫） 4番。

○4番（工藤祥子） 本来は、森林の整備というのは一般財源の中でやるべきなのですが、新たに逆進性のある1,000円というお金を一人一人に課税するという、この方向はちょっと疑問なのですが、ともかく今森林がきちんと整備されていないという中では、この森林環境譲与税を活用して復活させていきたいという、そういう気持ちは共にあると思いますけれども、頑張っていたきたいと思うのですが。

特に1つ、林業経営に適した森林は林業経営の事業者が賄うということで、これは条件としてむつ市は大丈夫なんでしょうか、林業業者に委託するということはできているのでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 産業政策部長。

○産業政策部長（伊藤大治郎） お答えいたします。

森林経営管理事業におきまして、令和6年8月時点で市内の登録事業者3者のほうに委託して、森林の整備を進めております。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） 4番。

○4番（工藤祥子） 3つの事業者が引き受けて森林を整備していくという方向、まず1つは分かりました。

それからもう一つ、森林経営に適さない森林、これに対しては、市町村が自ら管理しなければいけないのですけれども、これは可能でしょうか。森林整備に適さない森林、市町村が管理するというので、むつ市は大丈夫なんでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 産業政策部長。

○産業政策部長（伊藤大治郎） お答えいたします。

まず、森林環境譲与税なのですけれども、民有林の中で私個人の所有する森林で意向調査をして、市のほうで管理をしてほしいといった森林についての整備ということになりますので、市が森林整備を進めるものにつきましては、私個人の方の森林で、市にお任せしてもいいと言った方の森林を今後も進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） 4番。

○4番（工藤祥子） それでは、自分の山は自分できちんと整備するという方がほとんどだと受け止めていいのでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 産業政策部長。

○産業政策部長（伊藤大治郎） お答えいたします。

アンケート調査の中では、意向調査をしたときに、「自分でやる」と回答された方もいらっしゃいまして、先ほどの答弁の中にもあるのですけれども、どうしても自分ではもう管理できませんという方の森林につきまして、市で代わりに管理するといったことになります。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） 4番。

○4番（工藤祥子） そうすると、林業経営に適した森林という比較的大きな面積は、林業経営者が、林業の事業者が受け取って、自分でやるという意思を持った方は自分でやって、そしてそのほかはむつ市に委託するという、この3者がまず色分けして進んでいる最中だと受け止めていいのですね。

○議長（富岡幸夫） 産業政策部長。

○産業政策部長（伊藤大治郎） お答えします。

まず、進め方なのですけれども、冒頭でも説明しましたように意向調査がありまして、現地調査をした上で集積計画というものを立てるのです。

ですので、その計画に基づいて市が整備できるところを集中して整備していくという流れになります。

以上です。

○議長（富岡幸夫） 4番。

○4番（工藤祥子） 森林が長い間放置されて、なかなか境界線が分からない、所有者が分からないという、そういう中で、一步一步ですけれども、このようにこの制度の中で進んできているということは注目して、本当に大変でしょうけれども、頑張っていかなければいけない、頑張っていたきたいということで、まずこの質問は終わります。

次は、デジタル防災行政無線の整備ですけれども、住民への周知が進んでいないということは私はあると思うのです。いろんな声が聞こえてきて、地区会長さえもきちんと理解していなくて、地区会長への説明会があったと言いますが、地区会長から住民への周知が進んでいないという中で、この8月5日に、もう使えなくなりますよという状況があって、本当にいろんな問合せがあったということは私は事実だと思います。これが現実です。

そういう中で、私は山の中にいますので、このデジタル化によって、本当にもう無線が聞こえなくなる、私たちは切り捨てられたのではないかと、極端な話をすると、そういう言葉も確かに聞きました。しかし、海岸沿いの人たちも、9月号の広報むつの中で、熊の放送もしません、行方不明の放送もしませんという、そういう項目を見て、これでは今まで様々な市の情報とか市の行事のイベント等が放送されたのに、住民のサービス低下ではないかというふうな訴えも私聞いております。

このことについて、次の対処として、今まで聞こえの悪い有線放送で、今のお盆の人足がありますよ、このような行事がありますよということで、

各地区の町会長が苦勞して有線放送を使って、何とか今乗り越えたのですけれども、この有線放送についても、故障した場合、地域負担があるということで、要らないと返したという話も聞きました。有線放送がこういうふうには活用できるのは、市の支援も復活しそうだからという話も聞いたのですけれども、その事実関係をお知らせください。

そして、いつから、令和9年まで有線放送が利用できるのですよということは、どういうふうな形で周知したのでしょうか、お知らせください。

○議長（富岡幸夫） 危機管理監。

○総務部危機管理監（畑山勝利） お答えいたします。

まず、町内で使用している有線放送が令和9年まで使用可能ということは、この設備の設計段階から決まっていることでありまして、先ほどもお話ししました町内会長などへのスマイル・トークリレー「FLAT」などでお伝えはさせていただいております。

また、今現在町内で使っているものはあくまでも有線放送でして、アナログ放送自体はもう既に使われておりません。ですので、確かに川内の一部では、町内での放送に対してアナログ無線を使っていたケースが一部ございまして、8月5日の時点で使えなくなった。これは以前にもお伝えしておりますが、そういう状況でございます。

また、現在使われております有線放送については、以前にもお伝えいたしておりますが、機材等も今現在ないという状況でございますので、修理は困難なものと考えてございます。

以上です。

○議長（富岡幸夫） 4番。

○4番（工藤祥子） そうすると、修理ができなくなるまでは有線放送は使っていいということですね、代替放送として使ってほしい。しかし、故障

が起きたときは代わりの資材等もないという状況の中で、これはもう使えなくなるという、そういう理解でいいのですね。

それからもう一つ、市民の皆さんが求めているのが、市からのいろんな情報等が入ってこなくなるということに対する不満の声なのです。そのことに対して、行方不明の放送も熊の放送もしないよというふうな広報むつの中身について、今までどおりやってほしいという、そういう声があるのですけれども、これは無理なのでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 危機管理監。

○総務部危機管理監（畑山勝利） お答えいたします。

熊や行方不明者等の放送についてでございますが、熊の目撃情報などの市民生活に関する情報は放送せずに、あくまでも今回整備されたデジタル無線局に関しましては、津波に特化した放送とすることで、早期の避難を呼びかけるものとして、取りあえず放送が鳴ったら逃げろという意識の醸成も図ってまいりたいと考えております。

現在は、市の公式LINE及び防災かまふせメールなどによって即時広報のほか、市ホームページでも過去の熊の目撃情報などを掲載しておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 4番。

○4番（工藤祥子） そうすると、今までのようにむつ市のいろんな行事、イベントのお知らせ、あるところでは、通夜がどここの地域にありますよというの、私が大湊を通っているときに聞こえたりしましたけれども、そういうことももう使えないという、そういう理解でいいのでしょうか。

総務省のホームページを開けましたら、次のように書いていました。「防災行政無線とは、地域防災計画に基づいて放送します。併せて、平常時には一般行政事務にも使用できる無線局です」、このような書き方をしています。デジタル無線に

なっても、平常時には様々な住民へのサービスの放送はしないようにという、そういうのはできないとか、しないようにというのがむつ市の方針なのでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 丁寧にご説明を申し上げます。

令和3年3月に日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の新たな津波浸水想定が公表されてございます。当市におきましては最大で死者約6,300人、建物全壊約9,600棟と想定されまして、私が就任する前の令和3年3月に議員の皆様へ防災行政無線につきましてどういった整備をするかというところを説明させていただき、デジタル防災行政無線の予算も通していただいて、その際に議会の可決もいただいているところでございます。

その当時の説明を申し上げますと、新たな防災行政無線、全ての屋外スピーカーをデジタル化いたしまして、特に今川内地区のお話をさせていただきますと、多分戸別受信機が自宅の中にありますので、本年度4市町村の合併から20年を迎えるむつ市におきまして、全市民均衡ある発展、均衡ある平等的な整備をするということで津波警戒区域、これ津波に特化した防災無線にするという方針で、当時約7億円の整備を進めていきたいと市の説明をさせていただいております。

これが全ての屋外スピーカー、今まであったとおり、アナログと同じようにデジタル化、戸別受信機を配布した場合、約33億円という多額な費用がかかりますので、令和3年3月の新たな津波の浸水想定に合わせて、むつ市の防災行政無線につきましては、デジタル化とともに津波浸水エリアに整備をさせていただきたい、そういうふうに議会にも、町内会の皆様にもご説明をさせていただいております。

ところが、工藤祥子議員おっしゃるとおり、昨年、令和5年11月にスマイル・トークリレー「FLAT」などにおきまして、こういった町内会の放送がなくなるのは困る、町内の放送をどう維持するのかといった声を受けまして、今年度新たに町内会の放送の代替手段となるコミュニケーションツールを今準備してございます。これは、そういった声を受けて準備させていただいておりますので、本年12月から運用させていただきます。8月に本来は間に合わせられればよかったなというふうに思いますが、このシステムを急に8月に使えと言われても、なかなか難しいというふうに判断しておりまして、今後12月の運用に合わせて、町内会の皆様にはシステムの説明会もさせていただきたいと。

これが円滑に活用に移行するまで時間がかかるという想定で、令和9年度までは今使っている有線放送、アナログ放送を、今まで使っていた部分を使用させたほうが、運用がしっかりと移行するまでは使わせたほうがいいのではないかという判断で令和9年まで延ばしたと。しかしながら、この機器については、既にもう交換する機器がありません。なかなか修理を求められてもできない、これが現状でございますので、まずは令和9年までに、このコミュニケーションツールをしっかりと市民の皆さんに広報させていただきたいという思いで、今回、令和6年8月号の広報むつで全市民にお知らせをしたということでございます。市民の皆さんからいただいた声を踏まえて、新しい町内の放送ツールをつくり、熊や遭難者の放送もできるようにしました。そして、町内会ごとの放送もできるようになります。こういった対応をさせていただいているという状況でございます。

○議長（富岡幸夫） 4番。

○4番（工藤祥子） 少し私が曖昧に思っていたことが新しい方針として今理解できました。住民の

中から、もっともつきちんとしたことを聞きたい、むつ市のほうから地域に入ってお話ししてほしいという、そういう声がありましたので、私今回質問しました。少しは分かりましたけれども。

それでは、デジタル放送になった場合でも、熊とか、熊ばかりにこだわるわけではないけれども、様々な市のイベント放送なんかもできるという理解でいいのですね。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） まず、デジタル防災行政無線につきましては、津波に特化した放送にさせていただきます。

そして、先ほど工藤祥子議員からもご指摘のありましたアナログ防災無線、聞こえが悪い中で放送していただいているようでございますけれども、現在ご自宅も気密性が高く、熊とかイベントのお知らせをさせていただいても、なかなか聞き取れない、そういった苦情もあることを私たちも存じ上げております。

そこで、ご自宅の中にいたり、外にいたりしても、スマートフォンは必ず所有していると思いますので、ここからイベントないし、熊の情報ないし、そういったものを放送させていただくツールを今つくっておりますので、そちらのほうで放送させていただきたいと存じますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 4番。

○4番（工藤祥子） 市長の話は分かりましたけれども、ともかく総務省の中で、平常時には一般行政事務にも使用できる無線局だ、そういうふうなことを書いてあるので、山間部の人間としては本当に不満あるのです。デジタル行政無線の中で、平常時にも使えるという、そういう総務省の定義があるのでしたら、使えばいいのではないかと、使ってほしいという、そういう気はいたしますけれども、駄目だということなのですね。

でも私たちはともかく、私は山間部に住んでいるので、あまりいい思いはしませんけれども。先ほどの危機管理監が、もうどこで何があってもおかしくない時代だということで、津波のみならず、土砂災害とか、いつ起きるか分からないというようなことを先ほど強調されましたけれども、本当にちょっとこれでいいのかな、置き去りにされる人がある、情報の格差があるという、こういう中でいいのかなという思いは、納得はしませんが、一応努力しているということは、まずお聞きいたしました。きちんともっともっと住民に説明していただきたい、周知していただきたいということを改めてお願いしたいと思います。

時間もなくなるので、次の点に。

それから、スマホデビュー応援補助金ですけれども、今どのくらいと言いましたでしょうか。あまり増えていないようなのですけれども、私が得た情報では、昨年5月9日のあるテレビ局のホームページでは、むつ市は65歳以上の約半数がスマホを持っていないということが報じられていました。

そういう中で、どのくらいの方がこのスマホを使いこなして情報を得ることができるのかというふうなことは、私は大変な問題だなと思っています。私も立派な高齢者で、本当に苦労しています。でも私の隣近所を見ると、スマホを本当に、おじいちゃん、おばあちゃんは使いこなせるのかという、そういう心配はあります。

そういう情報の格差の中で、ある人はちょっと早いのではないかと。今のこども、孫がどんどんスマホを自由に使っている。そういう中で、孫たちが成長して、高齢者が亡くなって、あと30年、40年先だったら分かるけれども、今の状況の中でこういう方向は、やはり高齢者いじめでないかという言葉も受け取ったりはしています。まず、言葉としてこういう意見もあるのだということを心に刻

んで進めていただきたいと思います。

そして、スマホデビュー応援補助金、これは今年は大した数ではないのですけれども、来年、再来年もまだまだ続けるという意味なのでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） デジタル防災行政無線からの流れで、スマホデビュー応援事業ということだったのですが、山間部に住んでいるから情報が届かないというようなご指摘をいただいておりますけれども、津波浸水エリアにデジタル防災行政無線を整備いたしまして、これは津波に特化した放送にさせていただくということで、熊や遭難者や、そういったイベントの情報など、山間部だから、沿岸部だから情報が違うということではないというふうに認識しておりますし、情報の格差がないように、全ての世帯に対しまして新しいシステムを構築するということでございますので、そちらについてはご理解いただきたいと思います。

30年前は、スマホがありませんでした。30年後にスマホの事業をやっても、もしかするともう新しい事業が始まっていると思いますので、30年後にやっても、多分もう遅れた時代のシステムになりますので、今ある仕組みをしっかりと活用していく、このことが必要だと思います。

スマホデビュー応援事業もさせていただいて、高齢者の皆様にもしっかりとスマホの使い方講座、説明会をさせていただいて、まずは自分の命は自分で守る自助のところをしっかりと皆さんでやっていただく。共助のところ、町内会をはじめとする自主防災組織や消防団の皆さんの力を活用する。

最後は公助ということになりますけれども、そういう形で広報を市のほうでもしっかりとやっていきます。もちろん広報むつにも書いておりますけれども、議員の皆様も広報の役割を担っている

と私自身は思っています。市と市議会は両輪だというふうにも例えられますけれども、私自身もそう思っていますし、しっかり質問いただいて、私もしっかり回答させていただいておりますので、山間部の皆様にも、山間部の皆様だから情報が届かないということがないように、今こういった仕組みをつくっているというふうにご説明いただきたいと思っておりますし、広報むつにも書いております。議会でもこういうふうにご議論をさせていただいて、しっかり答弁させていただいております。そういったことを工藤祥子議員からもお伝えいただければ幸いですと思っております。

スマホデビュー応援事業の状況につきましては、デジタル行政推進監から答弁をさせていただきます。

○議長（富岡幸夫） デジタル行政推進監。

○総務部デジタル行政推進監（藤島 純） スマホデビュー応援事業、これは来年もやるのかというお話だと思っておりますけれども、今年の状況、現在のところ154名ということで、これ少ないのかなというところだと思いますが、実際のところ、他市でやっていた事業では、年間で70件程度というところもございました。実際65歳以上の方でスマホを持っていない人は何人いるのかというのは、全国的な統計であれば、恐らく78%以上の方は持っている。残りの22%ぐらいが持っていない。その中で、果たしてスマホを欲しい、持ちたいという人は何人いるのかという部分で、こういう申請してくるところがあるかと思っております。

実際、今回うちのほうで今やっていて154名というところですが、まだまだ申請もありますので、やりたいという方がたくさんいます。スマホを使いこなせないのではないかという不安感がある方も多いです。その方には、ぜひスマホを電話会社で契約するときにも、そこで一回教えてもらうことができますし、その後、市で行っているスマホ

教室のほうにも参加していただければ、かなりの方の理解が進んできたなど。今のところ100名弱ぐらいだと思っておりますが、9月も3回ありまして、もう定員満杯ということになっております。

川内地区に関しましては、10月と11月に3回あります。そちらのほうに応募いただいて、スマホの勉強をしてもらうということで、今後市からの情報というのを的確に本人に伝える手法としてスマホを活用いただければと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（富岡幸夫） 工藤祥子議員、間もなく申合せの時間が近づいております。よろしくお願ひします。4番。

○4番（工藤祥子） もっともっと伝えたいことがあるのですけれども、デジタル防災行政無線の整備については終わります。

そして、生活保護制度についてに移りますけれども、今生活保護を受けている方は、世間から押しつけられた負い目というこの烙印、英語ではスティグマと言うのだそうですが、本当にこの大変な中で生活保護を受けている方というのは、日本では多く存在するという、そういうふうな報道を私聞いています。

それで、前私が質問したときは、生活保護のしおりの中に憲法第25条を入れてほしいということで、ようやくそれが入ったのですけれども、それをもっともっと暮らしの中で生かしていただくために、ポスター作成とチラシ配布ですか、このことを今回質問しました。

こういう中で、生活保護だけは絶対受けたくないという、そういう偏見を取り去るというのが国の役割、そして自治体の役割だと思うのです。そのために、ほかのほうではポスター、チラシの作成というのがすごく広がってきています。ポスターは、相模原市とか札幌市、けがをして働けない、

親の介護で働けない、給料が低くて生活できない、様々な生活保護に至る入り口、具体的に書いてあるのです。だから生活保護を受けるということは特別なことではなく、こういう事情のある方が受けられるのだよというふうなことをポスターでばんと公共施設等に張ったりしている。やはりこういうことを進めていただきたいと思います。

生活保護を利用する資格があっても受けていない方が8割、受けている方が2割と、今日本の状態がそういう状態にあると言われています。外国のほうでは8割ぐらいまで、利用する資格がある人は受けているのだそうです。そういう中で、生活保護というのはもっと身近な制度として皆さんに知っていただくためにも、チラシ作成、ポスター、そういうことをもっともっと進めていってほしいという思いで今回質問いたしました。よろしくをお願いします。

○議長（富岡幸夫） これで、工藤祥子議員の質問を終わります。

ここで、午後3時10分まで暫時休憩いたします。

午後 2時58分 休憩

午後 3時10分 再開

○議長（富岡幸夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎村中浩明議員

○議長（富岡幸夫） 次は、村中浩明議員の登壇を求めます。10番村中浩明議員。

（10番 村中浩明議員登壇）

○10番（村中浩明） 皆さん、こんにちは。本日最後の一般質問に登壇いたします10番、会派陸奥未来の村中浩明でございます。むつ市議会第261回定例会において、通告に従いまして一般質問いたします。山本市長並びに理事者各位におかれまし

ては、明快かつ前向きなご答弁をよろしくお願いいたします。

8月30日から9月1日の3日間、第14回日本ジオパーク全国大会下北大会が開催され、全国各地からジオパークの関係者をはじめ、関係団体や地域の皆様の多くの方々が参加されました。また、下北地域の小・中・高校生の児童・生徒の皆さんも多数参加され、口頭発表にポスター発表や、ジオパークに関する様々な活動事例、研究成果、問題点やそれに対する取組など、幅広い観点からの事例を共有し、発表されてきました。

大会に参加された皆様には、「海と生きる「まさかり」の大地」の魅力を生きたジオサイトツアー見学や分科会や交流会、パネルディスカッションで思う存分感じていただけたのではないかと思います。今後下北ジオパークがさらに発展し、向上につながればと願ってやみません。そして、大会に参加された方々、携われた全ての皆様に感謝申し上げます。

それでは、質問事項の1項目め、国道338号大湊Ⅱ期バイパス事業についてであります。国道338号は、朝夕の通勤通学時間帯を中心に非常に交通量が多く、慢性的な交通渋滞が発生しております。歩道が狭いため、歩行者、特に高齢者や子どもたちにとっては常に危険が伴います。

脇野沢地区、川内方面からの通勤通学、買物や病院に通うために欠かせない道路であり、災害時には緊急車両、海上自衛隊車両等にとっても重要な道路でもあります。このような狭隘箇所が多い道路でありますので、大湊バイパスの早期完成、そして早い供用開始が地域住民から願われています。

また、この地域は海上自衛隊大湊基地及び関係施設など複数存在する重要地域でもあります。

そこで、質問事項の1項目め、国道338号大湊Ⅱ期バイパス事業についての1点目、工事及び用

地取得の状況について、2点目、今後の見通しについてお伺いいたします。

次に、質問事項2項目めの斗南藩史跡についての1点目、斗南藩史跡地、柴五郎一家住居跡香稲荷神社の駐車場整備計画についてであります。市内には、斗南藩ゆかりの史跡として、斗南藩土上陸之地や円通寺、円通寺内にあります招魂之碑、徳玄寺、柴五郎一家居住跡・顕彰碑、斗南藩史跡地、斗南藩墳墓の地などがあります。今年は、むつ市、会津若松市と姉妹都市盟約締結40周年を迎えております。

むつ市制施行62周年記念では、柴五郎を題材に大和田伸也さんが演じた詠み語り劇「北の慟哭―柴五郎の遺書」の開催や、先月には日本を代表するよさこいチームによる「會舞道郷人 しもきた公演」が盛大に開催されました。また、日本ジオパーク全国大会下北大会記念講演では、むつ中学校の生徒による演劇「証」の公演がありました。そして、来月10月20日にはむつ青年会議所主催による市民ミュージカル「世界を一つに～柴五郎の生涯～」が開催されます。このように、特に今年は、40周年記念事業が多く開催されています。

そのようなときに、私も市内の斗南藩史跡を巡る機会がありました。県道尻屋崎線の最花にあります斗南藩史跡地につきましては、会津にゆかりのある観光客が訪れておりますが、駐車場が整備されていないため、バスや車を駐車するには路上駐車をせざるを得ない状況であります。

また、むつ運動公園テニスコート横にあります柴五郎一家住居跡地に至っては、車1台がようやく入れますが、十分な駐車スペースがありません。将来にわたってこのような史跡を大事に伝え、また守っていかなければならないものであると考えます。

そのようなことから、史跡に立ち寄る際に駐車場などを整備できないものかお伺いいたします。

次に、2点目、観光案内看板についてであります。各史跡の観光案内看板はあるものの、柴五郎一家住居跡地入り口案内看板は、また柴五郎説明板も大変古くなっております。

そこで、新たに各史跡の観光案内看板を設置していただくことはできないものかお伺いいたします。

3点目、斗南藩の史料館についてであります。当市には斗南藩にまつわる史料館がないわけですが、市として将来的に斗南藩にまつわる資料を後世に残し守っていくべきと考えますが、その点についてはどのように考えているかお伺いいたします。

質問事項3項目め、観光行政についての1点目、光のアゲハチョウ「世界夜景遺産」が国内初認定された経緯についてであります。釜臥山展望台があるのは下北半島の最高峰、釜臥山の標高785メートルの地点、360度のパノラマから恐山の宇曾利山湖の湖面、南に陸奥湾を挟んで八甲田、岩木山の山々、そして尻屋崎灯台、晴れた日にははるか先の北海道まで見渡すことができます。

私も何度か登ったことがあるのですが、展望台から約15分ほど遊歩道を上れば、標高878メートル山頂からの景色は、まさに絶景で、紅葉シーズンになりますと、見渡す限り美しい紅葉に包まれ、秋色に染まった半島全体を展望台から見下ろせば、絶景が広がります。

そのような釜臥山展望台から見える夜景が今年の7月26日、世界夜景遺産に正式に認定されました。これは、国内初の認定となります。釜臥山の夜景は、奥内方面と大湊方面の海岸線に沿って延びる明かりが羽を広げているチョウに例えられ、光のアゲハチョウと呼ばれています。

2004年7月に日本夜景遺産に登録され、同年8月には日本夜景遺産100選にも選ばれました。このたび20年越しの世界夜景遺産に認定されまし

た。世界夜景遺産は、夜景の鑑賞や観光の価値向上などを目的に誕生し、これまでトルコや台湾など世界10か国で認定されていて、日本国内での認定は初めてのことであります。

そこで、このたびの夜景観光コンベンション・ビューローの調査認定の項目はどのようなものであったのか、世界夜景遺産に認定された経緯についてお伺いいたします。

2点目、釜臥山展望台、案内看板、遊歩道の整備についてであります。釜臥山展望台は、平成3年12月に建てられ、約33年が経過し、建物の老朽化のため、階段や展望台のタイルも剥がれ危険な箇所もあります。また、展望台から釜臥山山頂までの遊歩道も改修が必要と考えます。

釜臥山展望台は、多くの観光客が訪れる施設でありますので、案内看板も含め、さらなる施設の充実、整備が必要と考えます。

このたび日本で初めての世界夜景遺産に認定となりましたので、さらなる観光客が国内に限らず海外からも訪れる施設となるはずであります。そこで、展望台、案内看板、そして遊歩道の改修、整備についてどのように考えているのかお伺いいたします。

3点目、かまふせパノラマライン開通時期についてであります。5月1日、恐山の山開きで下北地方が本格的に観光シーズンを迎え、県内外から多くの人が訪れます。例年かまふせパノラマライン開通時期は6月でありまして、今年の釜臥山展望台のオープンは6月2日でありました。恐山街道開通時期が4月末のため、ゴールデンウィークに多くの観光客が来られても、パノラマラインは通行止めで観光できない状態であります。

除雪完了から開通までがかなり期間が長く、安全確保はもちろんのことではあります。もう少し早めの開通ができないものかお伺いいたします。

以上、3項目8点、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（富岡幸夫） 市長。

（山本知也市長登壇）

○市長（山本知也） 村中議員のご質問にお答えいたします。

まず、国道338号大湊Ⅱ期バイパス事業についてのご質問及び斗南藩史跡についてのご質問につきましては、担当部長及び教育委員会からの答弁とさせていただきます。

次に、観光行政についてのご質問の1点目、光のアゲハチョウ「世界夜景遺産」が国内初認定された経緯についてお答えいたします。釜臥山展望台から望むむつ市街地の夜景は、光のアゲハチョウとして親しまれており、平成16年に日本夜景遺産に認定され、同年に発刊された写真集「日本夜景遺産」の表紙を飾っております。このような中、令和3年に新たに創設されました世界夜景遺産につきまして、主催する一般社団法人夜景観光コンベンション・ビューロー様から光のアゲハチョウが世界夜景遺産の認定基準を満たす可能性があるとのことをご報告を受けました。

その後令和4年度に、同法人が世界夜景遺産認定登録に向けて実施した調査結果に基づき、令和5年度には夜景鑑賞地整備といたしまして、釜臥山展望台の照明など一部を改修し、認定基準について再度調査をしていただいたところであります。

世界夜景遺産の認定基準として設定されている10項目のうち、本市の光のアゲハチョウがクリアした基準は、景観として自然や都市を表現する特有の価値を抱き、希有な夜間景観であること、夜景の景観的特徴がオリジナリティーにあふれ、価値が高い夜景であること、夜景鑑賞地としての整備状況、利便性等に優れた環境であることの3点であり、具体的には本市の立地適正化計画をはじめ

めとした都市計画や、自然と都市がつくり出すアゲハチョウという特徴的な景観、標高785メートルから見下ろすことができる展望台の鑑賞環境が評価されたものであります。

本市の光のアゲハチョウにおきましては、下北ジオパークが物語る海と大地のストーリーや人々の営み、歴史と文化がつくり上げたすばらしい夜景であるということから認定されたものでございますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目及び3点目につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

（阿部謙一教育長登壇）

○教育長（阿部謙一） 村中議員の斗南藩史跡についてのご質問の3点目、斗南藩の史料館についてお答えいたします。

当市は、今から150年以上前に斗南藩の藩庁が置かれた地であり、その歴史と先人たちが当地に残された遺構を後世に伝えることは、教育委員会としても大変重要であると認識いたしております。

また、当市には斗南藩に関する資料のほか、国や県の指定を受けた文化財が多数あることから、むつ市総合経営計画後期基本計画において、これらを展示、活用するための歴史民俗資料館の設置を課題として掲げ、財源も含め調査研究を続けているところであります。

教育委員会といたしましては、この歴史民俗資料館の検討の中で、斗南藩に関する資料についても、その展示について検討してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 都市整備部長。

○都市整備部長（木下尚一郎） まず、国道338号大湊Ⅱ期バイパス事業についてのご質問の1点目、工事及び用地取得の状況につきましては、事業者であります青森県によりますと、国道338号

大湊Ⅱ期バイパスは、海上自衛隊側の1工区1.1キロメートルの区間とむつ市街地側の2工区2.6キロメートルの区間、計3.7キロメートルの区間において事業が行われております。

海上自衛隊側の1工区につきましては、土地収用法に基づく用地取得が令和3年度に完了しており、道路計画の支障物移転を含め、関係機関と協議しながら道路改良工事が鋭意進められていると伺っております。

むつ市街地側の2工区につきましても、未取得の用地について土地収用法に基づく青森県収用委員会への裁決申請を進めており、本年4月に全ての申請を終えたとのことであります。

なお、用地が取得できた箇所につきましては埋蔵文化財調査を行い、支障物移転を含め、関係機関と協議しながら、1工区同様に道路改良工事が鋭意進められていると伺っております。

次に、ご質問の2点目、今後の見通しについてですが、県は本年2月5日に公表した道路整備に関するプログラムに基づき、令和9年度までの全線完成を目指し、引き続き必要な事業費の確保に努めながら事業を行っていくとのことでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、観光行政についてのご質問の3点目、かまふせパノラマライン開通時期についてであります。市では青森県が主要地方道むつ恐山公園大畑線について実施している春季除雪に合わせ、かまふせパノラマラインの春季除雪を行っております。積雪量にも左右されますが、例年4月下旬から5月上旬には全線の除雪が完了し、5月中旬以降に中間地点付近に位置する陸奥湾展望台までを開通しております。

陸奥湾展望台から山頂付近の釜臥山展望台にかかけましては、法面の残雪が中間地点までよりも多く、雪崩の危険性があることや、浮き石による落石、落木等が頻繁に発生している状況であります

ことから、雪解けの様子を別途確認した後に、当該区間の開通を決定しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 産業政策部長。

○産業政策部長（伊藤大治郎） まず、斗南藩史跡についてのご質問の1点目、斗南藩史跡地、柴五郎一家居住跡呑香稲荷神社の駐車場整備計画について及びご質問の2点目、観光案内看板につきましては関連がございますので、一括してお答えいたします。

斗南藩ゆかりの地は、むつ市にとりまして大変貴重な歴史的遺産であり、本年盟約締結40周年を迎える会津若松市との姉妹都市交流の根幹をなすものでありますことから、その重要性を十分に認識しております。

これまで育んでまいりました姉妹都市交流の絆によりまして、先日会津若松市を拠点に活動されております會舞道郷人様から、斗南藩土墳墓の地の墓標をご寄附いただくなど、ゆかりある方々からのご厚情の下、そのご意思を大切にしながら管理させていただいております。

今後におきましても、利用状況を鑑み、歴史的な景観を後世に伝えるための努力を継続しつつ、地域の皆様のご理解とご協力をいただきながら適正に管理してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、観光行政についてのご質問の2点目、釜臥山展望台、案内看板、遊歩道の整備についてお答えいたします。釜臥山展望台につきましては、照明などの一部改修を実施済みでございます。今後におきましては、一部破損している箇所や修繕など、必要に応じて検討してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 10番。

○10番（村中浩明） ご答弁ありがとうございます。それでは、順次再質問いたします。

1項目めの国道338号大湊Ⅱ期バイパス事業についての再質問をいたします。現在海上自衛隊側の工事を行っている1工区の工事状況と、むつ市街地側の2工区約2.6キロメートルの用地取得と工事状況はどのようになっているのか、分かっている範囲でお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 都市整備部長。

○都市整備部長（木下尚一郎） 海上自衛隊側の1工区につきましては、ご説明しましたとおり用地取得が完了しており、支障物の移設や道路改良工事が行われております。むつ市街地側の2工区につきましても、用地取得のほか、既に取得した箇所につきまして、道路改良工事を実施すると伺っております。

今年度は大湊浜町の既存区間との接続部付近、大湊上町の大湊小学校から山側付近、宇田町の市道スキー場線との接続部付近の3か所において工事を予定しているとのことでございます。

○議長（富岡幸夫） 10番。

○10番（村中浩明） 国道338号大湊Ⅱ期バイパスが供用開始されれば、大湊地区、また川内、脇野沢、西通地区の災害時や緊急時の対応への利便性が大変期待されます。地域住民の安全安心、そして生活を守り、命をつなぐ道路でもあります。一日も早い完成を多くの地域住民が願っております。

青森県が事業主体ではありますが、市からも青森県に対し、引き続き要望をお願いいたします。

次に、斗南藩史跡地、柴五郎一家住居跡呑香稲荷神社の駐車場計画についての再質問をいたします。むつ運動公園テニスコート近くの柴五郎一家住居呑香稲荷神社の駐車場ですが、近くに旧市民プール跡地がございます。1972年に開設した市民プールは、1996年に営業を終了し、その後跡地整備の予定もなく、これまで約28年間放置されてきました。整備するともなると、莫大な予算もか

かるとは思いますが、将来的にも様々な大会時の駐車場不足に対応するためにも整備すべきと思いますが、どのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 産業政策部長。

○産業政策部長（伊藤大治郎） お答えいたします。

市民プール跡地を活用した駐車場の整備につきましては、市全体の施設の整備状況の中で研究を重ねてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 10番。

○10番（村中浩明） むつ運動公園での大会を開催する場合、駐車場が不足している状況も考えますと、将来的にも駐車場の整備をすべきと考えますので、検討をよろしくお伺いいたします。

また、今後むつ運動公園テニスコートの市役所側の駐車場、その場所が共有できればと思いますので、こちらも併せて検討をお願いいたします。

次に、再質問の観光案内看板についてであります。各史跡地の看板については、点在しているところはあるのですが、大分古くなった墓標だったり案内板はありますが、大分古くなっているものもあります。そして、最花の斗南藩史跡地については、下北半島縦貫道路の近くでもありますから、今後案内看板次第では、観光客の方々が立ち寄りやすくなる、また増えていくのではないかと思います。

そして、県内外から来られる観光客に対して、国道のどこからでもはっきりと分かりやすい観光案内看板が必要と考えます。この地域が会津とゆかりの地であることをアピールしないと、また分からない方もいるのではないかと思います。ぜひとも観光案内看板についてはしっかりと整備してほしいと思いますが、どのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 産業政策部長。

○産業政策部長（伊藤大治郎） お答えいたします。

現在実証実験を進めております観光アプリによる情報発信がございます。これは、市内を訪れる観光客の皆様などを対象に、スマートフォンから位置情報や歴史情報をご提供できるものでございます。現在は、多くの観光客の皆様がスマートフォンやインターネットから情報を入手しているものと思われまことから、デジタル技術を活用した取組は有効であると認識しておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 10番。

○10番（村中浩明） ありがとうございます。

私たちの住む当地域は、会津ゆかりの地でもありますから、ぜひとも後世に残し、守り、そして語りつなげていかなければならないと考えますので、駐車場の確保、観光案内看板であったり、史跡管理については、これから様々な整備等を前向きに検討して行ってほしいとお伺いいたします。

そこで、山本市長に1つお伺いいたします。山本市長は以前、「斗南藩150周年記念 先人たちの遙かな轍を歩いてみよう」というイベントで、野辺地町からむつ市まで、約40キロメートルの道を、当時の服装、格好で歩かれたと聞いておりますが、その当時どのような思いで歩かれ、またどのようなことを感じられたのか、ありましたら、もしよろしければお聞かせをお願いいたします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） お答えいたします。

当時のことを思い返せば、先ほど壇上で村中議員からご紹介いただきましたむつ市制施行62周年記念で、柴五郎を題材にした詠み語り劇「北の働哭」でございますけれども、これは柴五郎の遺書をテーマにした詠み語り劇だったと思いますが、そのときに私初めて柴五郎の「血涙の辞」という、いわゆる遺書を見させていただいたなというふう認識しております。

特にその中に書いてあった言葉で、ちょっと議会で話すには、言い難いものがあるのですが、柴五郎が下北に来て、もらった犬の死肉を今日も食べて、それが喉を通らなかったという柴五郎の振り返り、遺書に書かれているもので、下北という地は火山灰の地で、作物が育たない場所に会津藩から斗南藩に来て、マイナス20度の環境の中で、本当に厳しい状況を過ごしたというような、そういったことが、柴五郎さんの書いた遺書の中に書いてありました。

当時のこういった市民劇を見なければ、そういった文献にも触れることがなかったですし、歩いた距離は非常に長かったのですが、会津の皆さんが下北に来てどういった生活をしてというのは、今のむつ市を見ていけば、そういった背景というのは正直見えてきませんので、過去を調べ、過去を学び、これからどうやって私たちむつ市は会津の皆さんからいただいた知見というか、会津若松の皆さんとのつながりを大切に、これからも、今年ちょうど40周年でありますので、そういったことを振り返りながら、市民の皆さんと共有して、またむつ市に訪れる皆さんにこれからも伝えていきたい。今、3年前の歩いたときを振り返って言えば、そのときに柴五郎と一緒に出会って、同じように会津の皆さんと道のりを歩いて、そして今日振り返ってみれば、今年姉妹都市40周年で、市民の皆様にも、そしてむつ市においでくださる皆様にも、会津とむつ市の歴史をしっかりと継承していきたい、そういう思いでございます。

○議長（富岡幸夫） 10番。

○10番（村中浩明） 山本市長、ありがとうございます。会津の先人たちがむつ市に來られて、本当に想像を絶する開拓を歩んでいかれたなということを、私も様々な市民劇とか、皆さんのお話を伺う機会がありました。

このような歴史、本当にゆかりの地であります

ので、様々な施策を通しながら、守り、語り継いで、後世のこどもたちにも述べ伝えていければなと思って次の質問に入ります。

次に、光のアゲハチョウ「世界夜景遺産」が国内初認定された経緯についてへの再質問をいたします。釜臥山展望台に訪れる来館者数、県内、県外、過去5年間についてお伺いいたします。そして、今後のスケジュール、記念イベントの実施や計画はどのように考えているのか。また、今後国内はもちろんのこと、海外から来ていただくための取組についてお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 産業政策部長。

○産業政策部長（伊藤大治郎） お答えいたします。

釜臥山展望台の過去5年間の来館者は、令和元年は2万1,151人で、うち県外からの来館者は5,566人、令和2年は1万6,507人で、県外からの来館者は3,312人、令和3年は9,563人で、県外からの来館者は2,013人、令和4年は1万5,220人で、県外からの来館者は3,807人、令和5年は1万7,142人で、県外からの来館者は4,879人となっております。

次に、世界夜景遺産の認定を受けまして、現在認定記念イベントの開催、記念グッズの製作、展望台までのアクセスを補い、誘客促進を図る事業を計画しております。

また、海外から来館される方への取組といたしましては、世界というネームバリューを生かすことによって、その訴求力は大きいものと認識しておりますので、今後は市公式LINEなどのSNS、YouTube62ちゃんねるなどを通じた国内外へのPRの強化を研究してまいりたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 10番。

○10番（村中浩明） ご答弁いただきました。

次に、釜臥山展望台案内看板、遊歩道の整備についての再質問をいたします。国内で初めての世

界夜景遺産に認定されましたので、ぜひとも案内看板につきましては、今まで以上に整備してもらいたいと考えます。

釜臥山展望台の建物の前や駐車場に、そして県内外から来られる観光客に対して、一目で分かる案内看板を整備してほしいと考えますが、その点についてお伺いいたします。

また、さらに釜臥山展望台に来られる観光客に対しまして、せっかく訪れたのに天候が悪く、夜景や景色が見られない方のために、光のアゲハチョウの映像や写真などの展示も必要と考えますが、その点についてお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 産業政策部長。

○産業政策部長（伊藤大治郎） お答えいたします。

案内看板の設置につきましては、標高、天候など設置環境を勘案しつつ研究してまいりたいと存じます。

また、展望台の中での夜景のPRにつきましては、今後様々なコンテンツを用意し、悪天候により夜景を見ることがかなわなかった方にもお楽しみいただけるような取組を目指してまいりたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 10番。

○10番（村中浩明） ご答弁ありがとうございます。

かまふせパノラマライン開通時期でありますので、安全を確保してからの開通はもちろんのことでありますので、ただし暖冬少雪の際には、少しでも早い時期の開通をお願いしたいと思います。

今回日本で初めてむつ市の夜景が世界夜景遺産の認定を受けましたので、国内外から観光客を呼び込むためにも、むつ市の夜景をもっとアピールしていただき、今後夜景が楽しめる展望台までのアクセスの整備も進めていってほしいと思います。

そして、光のアゲハチョウの形、その光の形、今後欠けることのないように、また維持していけ

ますように、様々な団体の方たちとの取組、整備もお願いしたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（富岡幸夫） これで、村中浩明議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（富岡幸夫） 以上で本日の日程は全部終わりました。

なお、明9月5日は住吉年広議員、浅利竹二郎議員、富岡直哉議員、杉浦弘樹議員の一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 3時47分 散会